

「生活支援戦略」中間まとめ 基礎資料

目 次

I 生活困窮者の現状について

生活困窮者支援体系の対象者イメージ	2
世帯構成の推移と見通し	3
生涯未婚率の推移	4
「家族以外の人」と交流のない人の割合(国際比較)	5
中途退学者数及び中途退学率の推移	6
不登校生徒数の推移	7
正規雇用者と非正規雇用者(パート、派遣、契約社員等)の推移	8
フリーター・ニートの推移	9
ホームレス数について	10

II 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援(関係資料)

野洲市の事例	12
富士宮市の事例	13
TOKYOチャレンジネットの事例	14
豊中市の事例	15
千葉県中核地域生活支援センターの事例	16
社会的包摂ワンストップ相談支援事業における電話相談状況	17
生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)～英国の『ニューディール・プログラム』～	18

Ⅲ 就労支援の強化(多様な就労機会の確保)(関係資料)

京都府における「生活・就労一体型支援事業」	20
釧路市における「新しい公共」を活用した生活保護受給者を対象とした取組事例	21
中間的就労の場づくり等に取り組む企業への支援	22
「プラットフォーム」による支援	23
農業分野(第6次産業)での就労機会の提供(社会福祉法人一麦会)	24
とちぎボランティアネットワークの就労支援	26
生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)～韓国『自活支援事業』と『社会的企業育成』～	27

Ⅳ ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化(関係資料)

生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成22年度実績)	29
「福祉から就労」支援事業及び生活保護受給者等就労支援事業の実績・計画の推移	30
一体的実施について	31
所沢市の事例	32

Ⅴ 家計再建支援と居住の確保(関係資料)

福岡県(グリーンコープ生協)における多重債務問題への取組事例	34
住宅手当制度(～平成24年度末)について	36

Ⅵ 「貧困の連鎖」の防止のための取組(関係資料)

「貧困の連鎖」に関する道中隆氏(関西国際大学教授)の研究結果	38
学歴が貧困率に与える影響	39
生活保護受給世帯の貧困の連鎖を防止するための取組事例～埼玉県、高知市の事例～	40
横浜市における市立定時制高校への進路支援の取組事例	41
札幌市における若年無業者等への自立支援	42
中学校卒業者等進路支援事業の仕組み	43
さが若年サポートステーションの事例	44

Ⅶ 生活保護制度について

生活保護制度の概要	48
被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移	51
保護開始・廃止人員と失業率の推移	52
世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移	53
年齢階層別における人口構造と被保護人員の変化の比較	54
年齢階層別被保護人員の年次推移	55
都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成24年3月時点)	56
被保護世帯数及びケースワーカー数の推移	57
現業員充足率の推移(平成24年度)	58
都道府県別現業員の充足状況(平成24年4月時点)	59
生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	60
社会保障審議会生活保護基準部会	61

Ⅷ 生活保護に関する国と地方の協議

生活保護制度に関する国と地方の協議	63
【別表】生活保護制度に関する国と地方の協議の中間とりまとめにおける対策	64
生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめを受けた対応	66

Ⅸ 生活保護制度の見直しについて(関係資料)

医療扶助費の構成割合の推移	68
医療扶助の適正化に向けた取組みについて	69
勤労控除(基礎控除)の仕組み	70

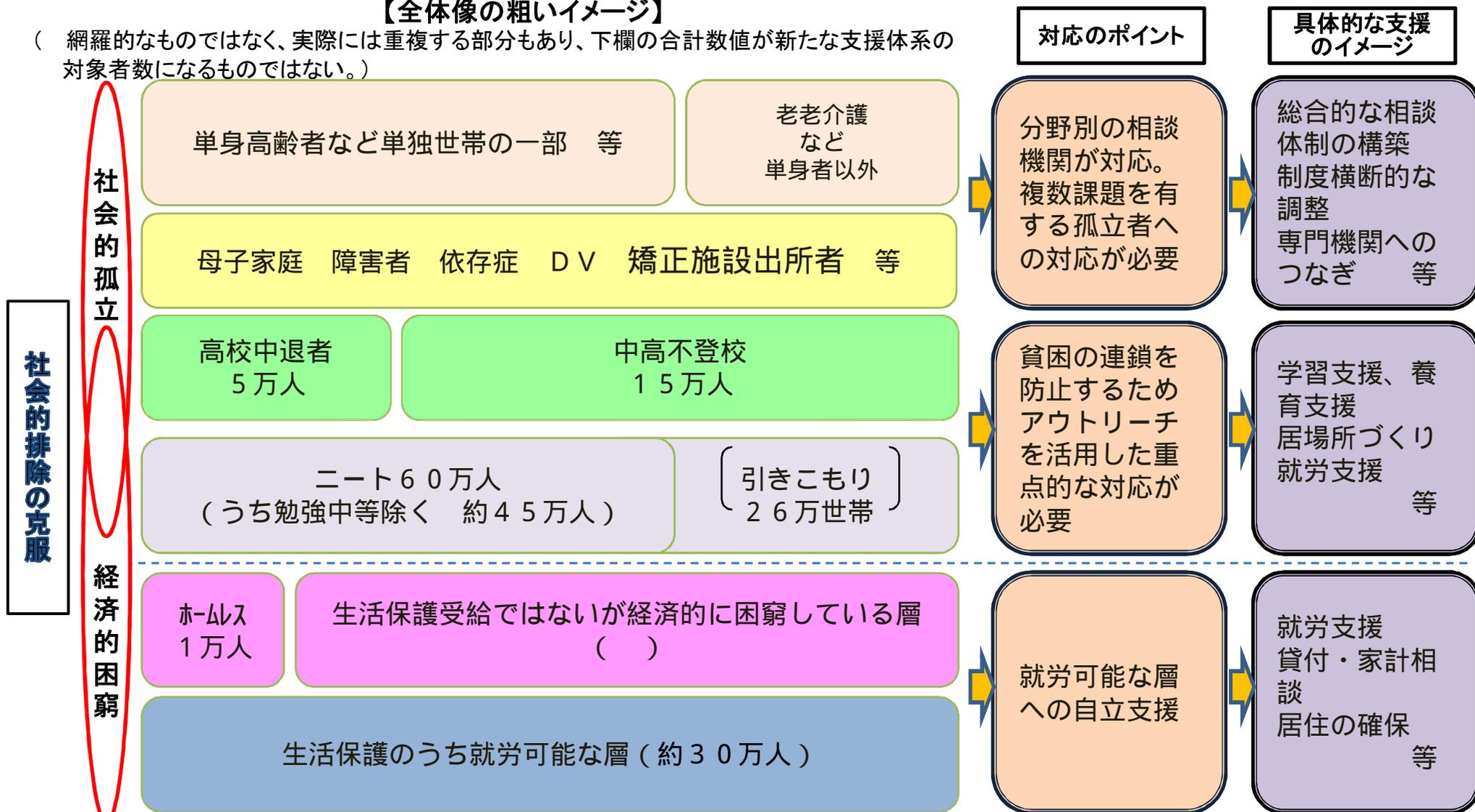
生活困窮者の現状について

生活困窮者支援体系の対象者イメージ

経済的な困窮と社会的な孤立は密接不可分の面もあり、「社会的に包摂される社会」を実現するため、相談支援は幅広く対応しつつ、具体的な支援は各人のニーズに応じて実施。

【全体像の粗いイメージ】

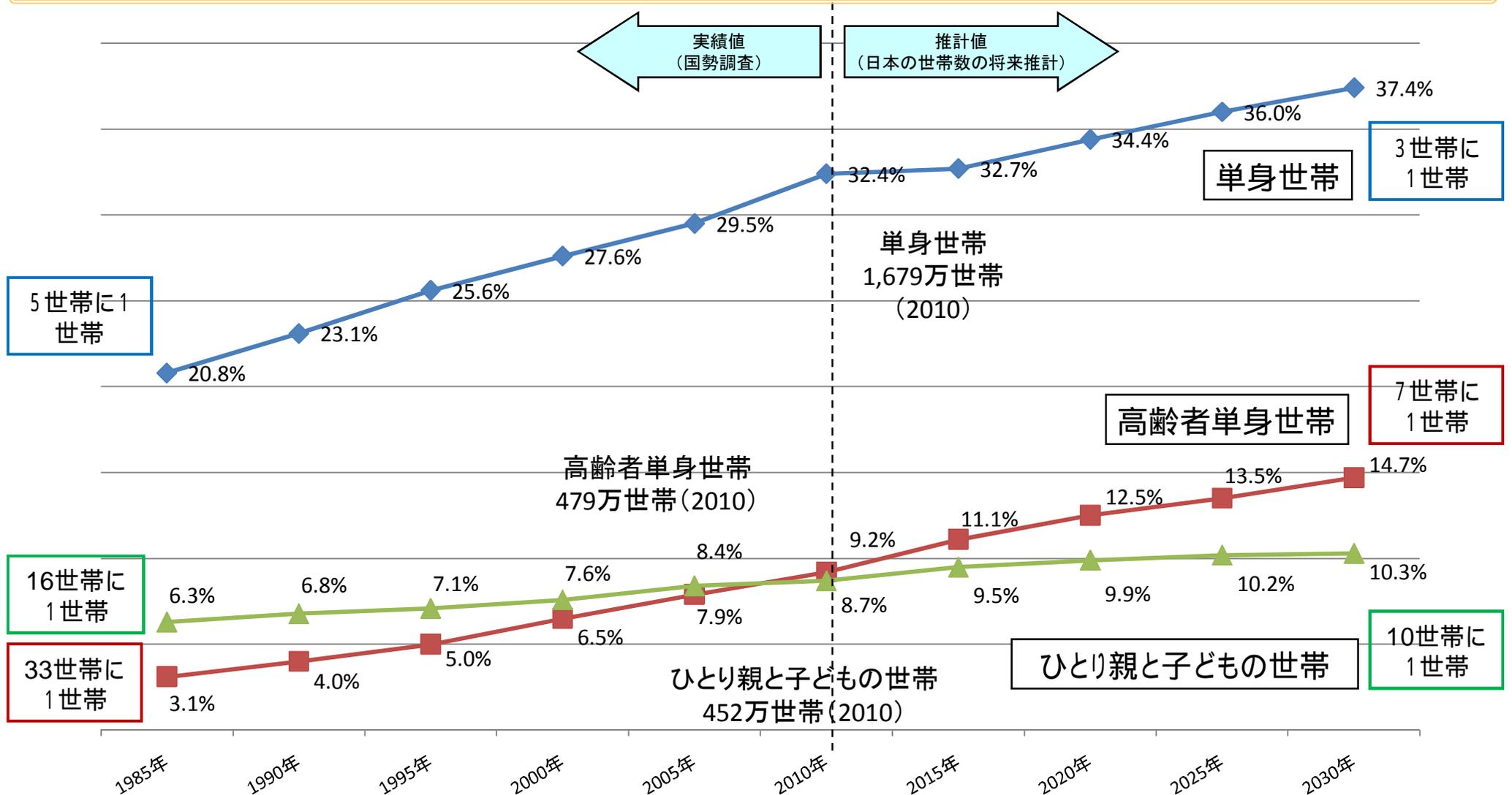
(網羅的なものではなく、実際には重複する部分もあり、下欄の合計数値が新たな支援体系の対象者数になるものではない。)



(参考)福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間40万人程度。

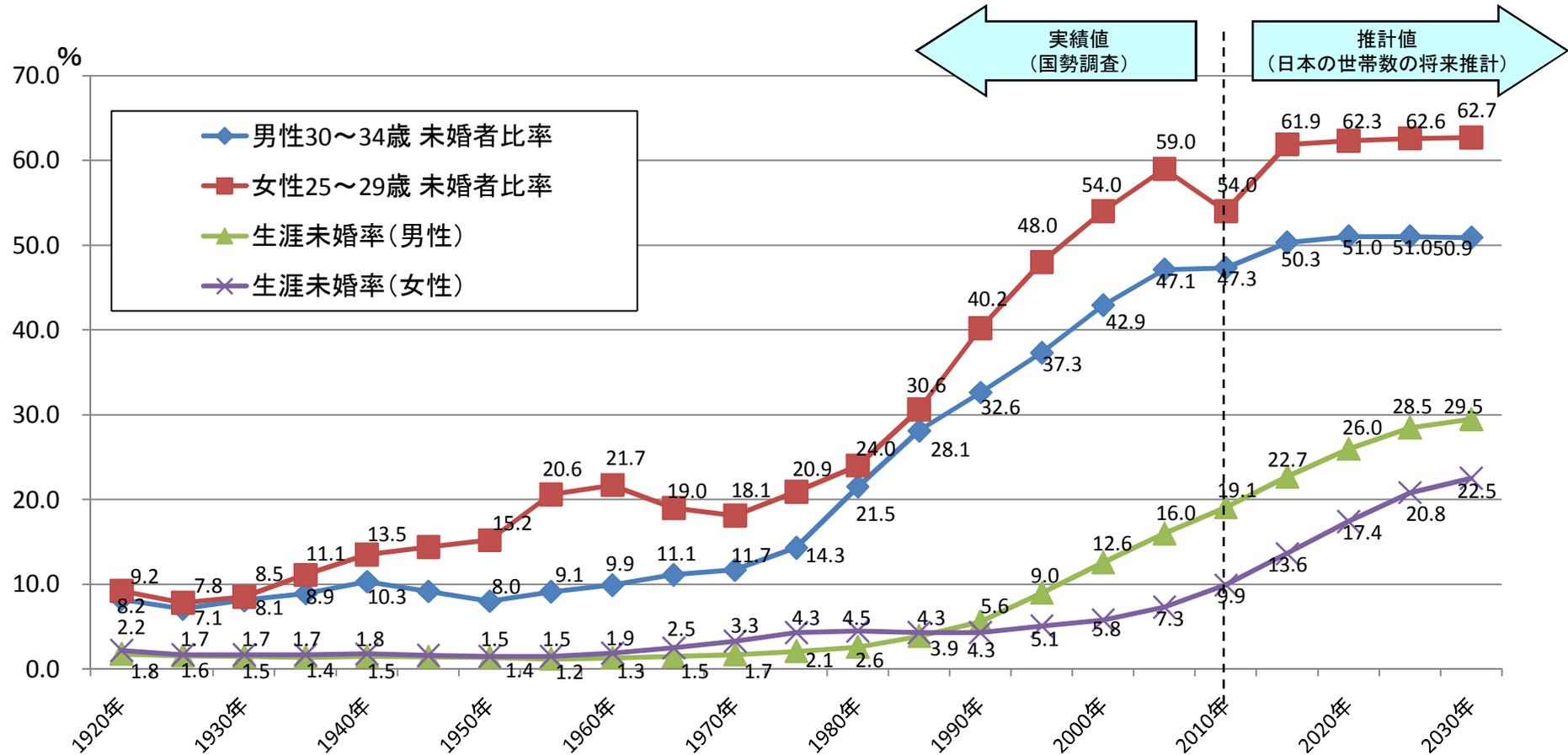
世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯（全世帯数約5,184万世帯）、2030年には約4割に達する見込み。



生涯未婚率の推移

生涯未婚率は、2030年には男性で約30%、女性で約23%になると見込まれている。



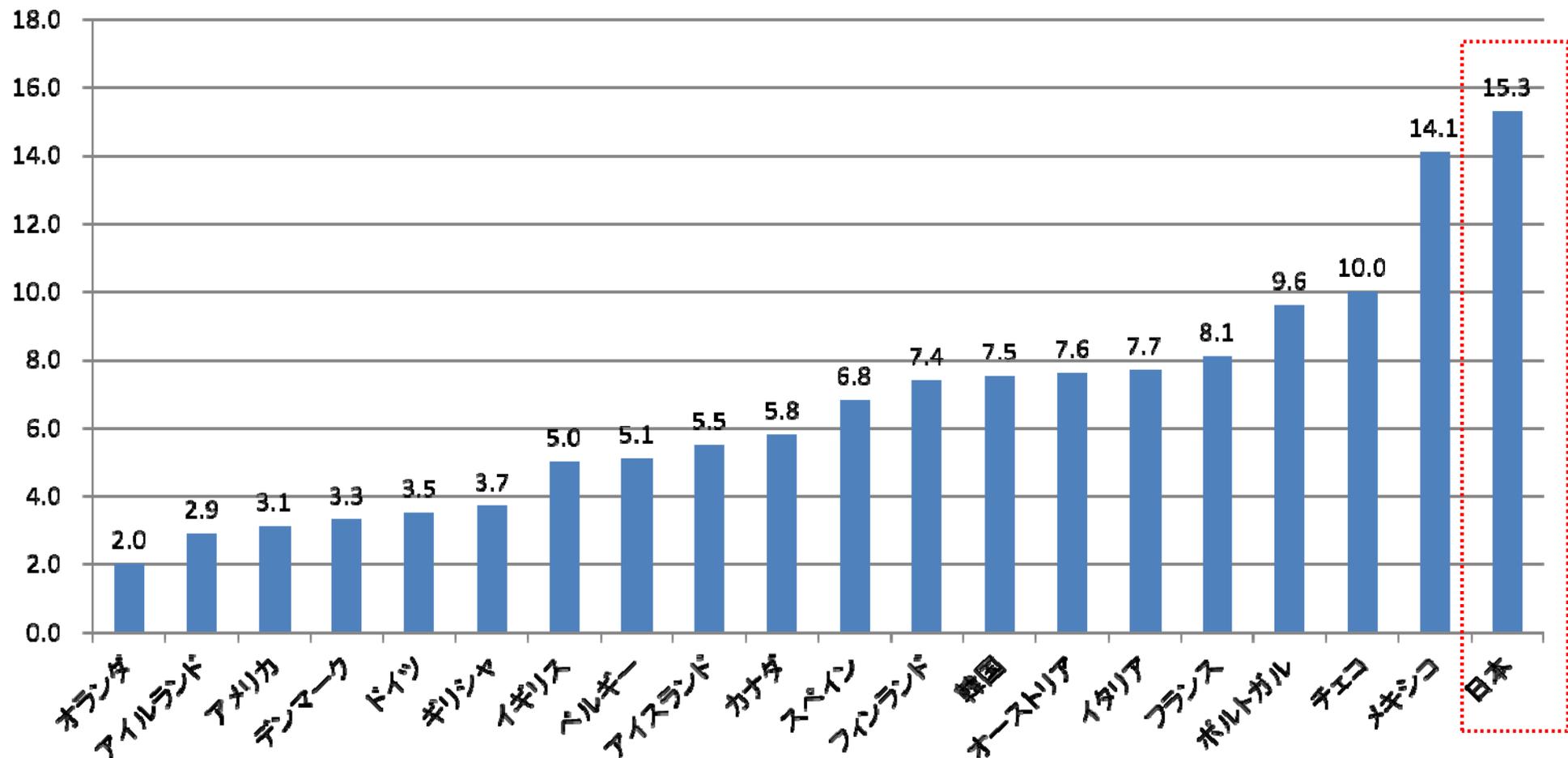
資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」「人口統計資料集(2009年版)」

注1: 男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集(2009年版)」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

「家族以外の人」と交流のない人の割合（国際比較）

日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。

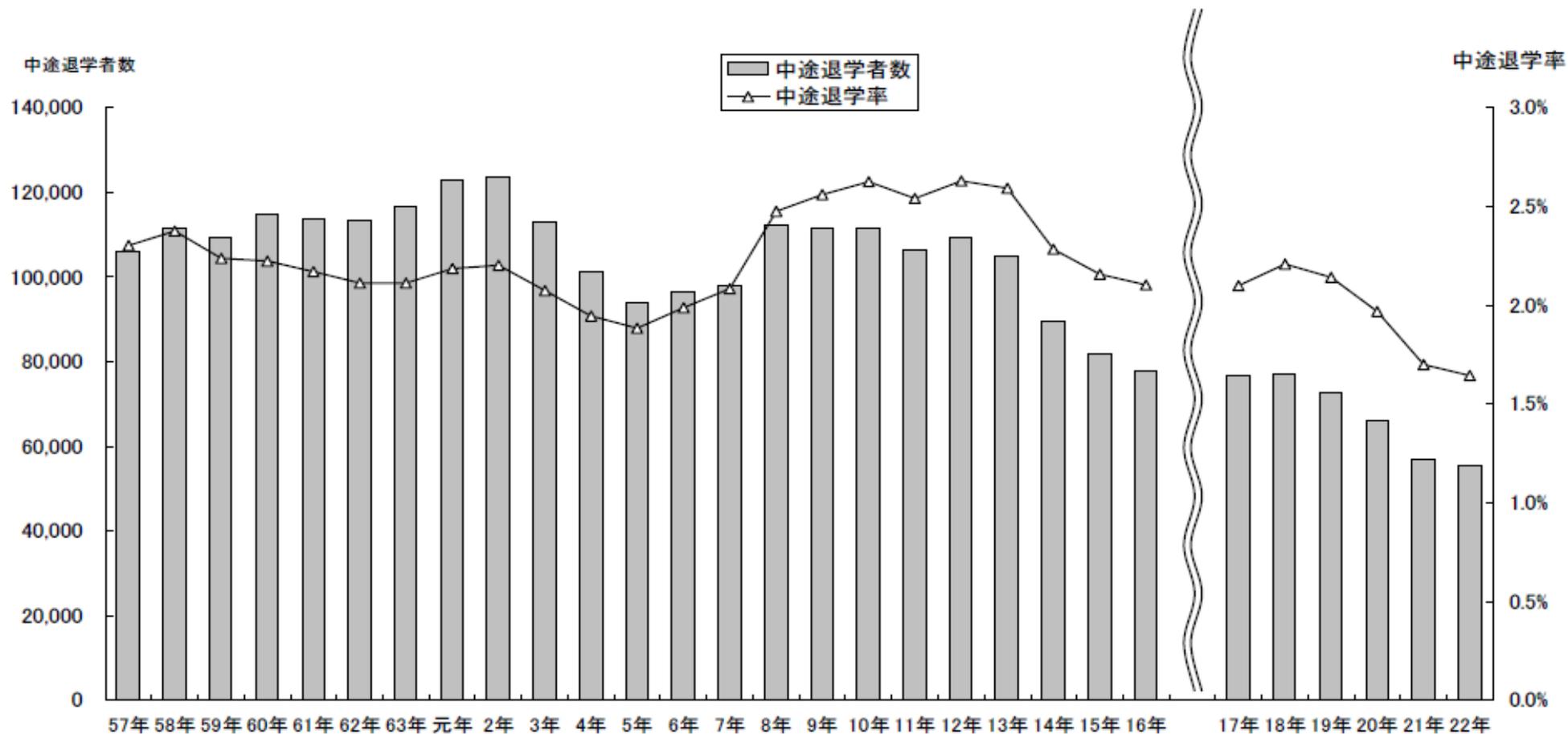


(注) 友人、職場の同僚、その他社会団体の人々(協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど)との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合(合計)

(出典) OECD, Society at Glance: 2005 edition, 2005, p8

中途退学者数及び中途退学率の推移

高等学校における平成22年度の中途退学者数は約5万5千人、中途退学率は1.6%となっており、ここ5年は減少傾向となっている。



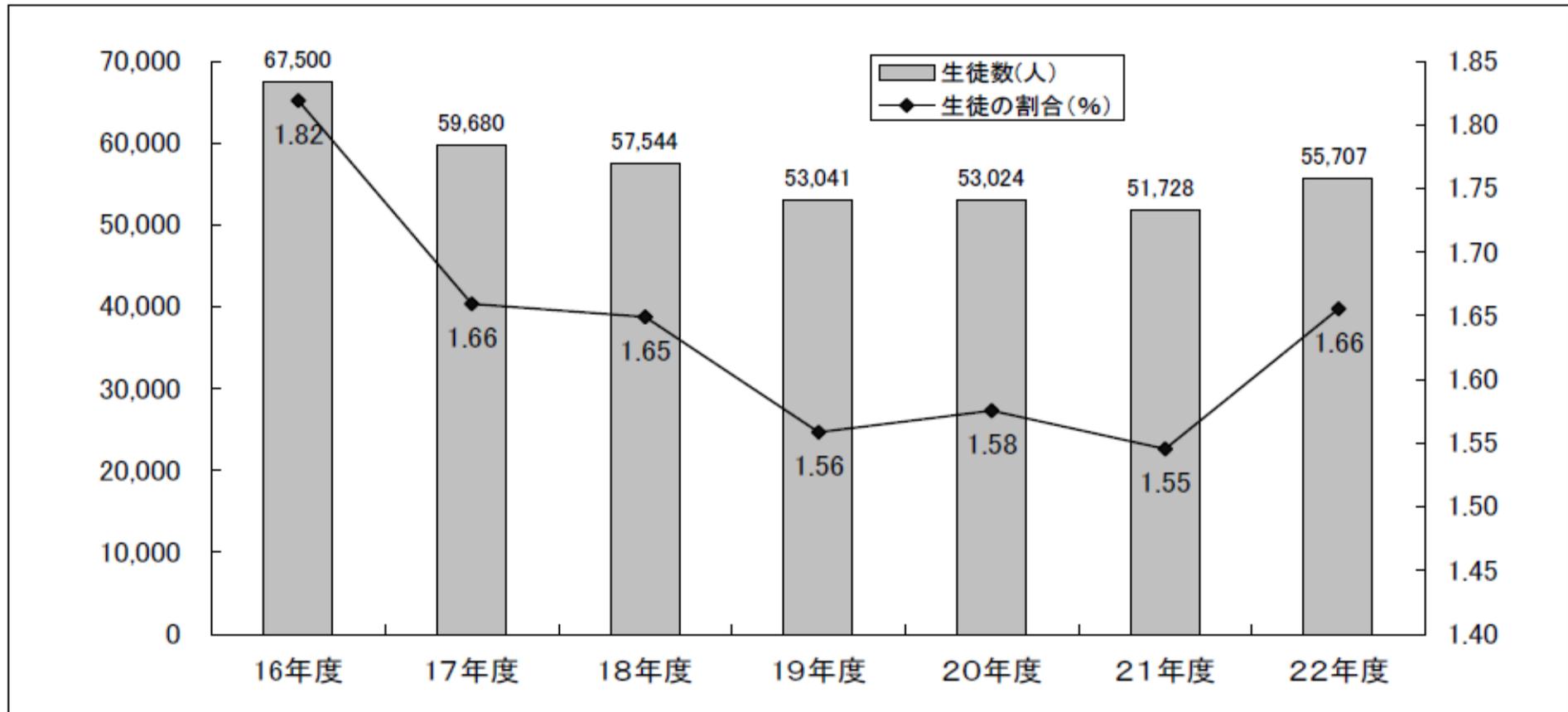
(注1) 調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校。平成17年度からは国立高等学校も調査対象。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(出典) 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)6

不登校生徒数の推移

高等学校における不登校生徒数は約5万6千人と、前年度（約5万2千人）より約4千人増加しており、不登校生徒の割合も1.66%と前年度（1.55%）より増加している。



不登校生徒とは「年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由による者を除く)」をいう。

(出典)平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

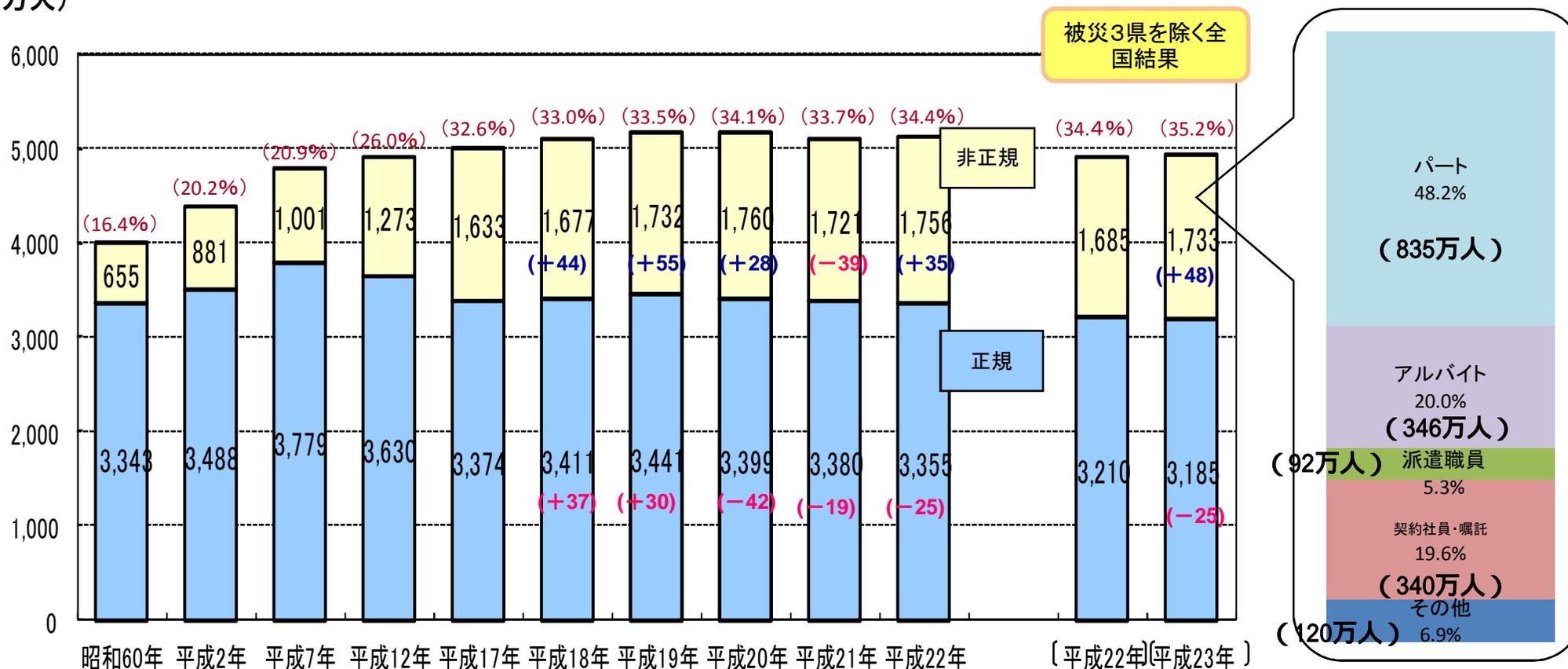
正規雇用者と非正規雇用者（パート、派遣、契約社員等）の推移

正規雇用者数は近年減少傾向。

非正規の職員・従業員は前年に比べ、48万人の増加（被災3県を除く。）。

2011年において、非正規の職員・従業員割合は、35.2%（被災3県を除く。）。

(万人)



(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

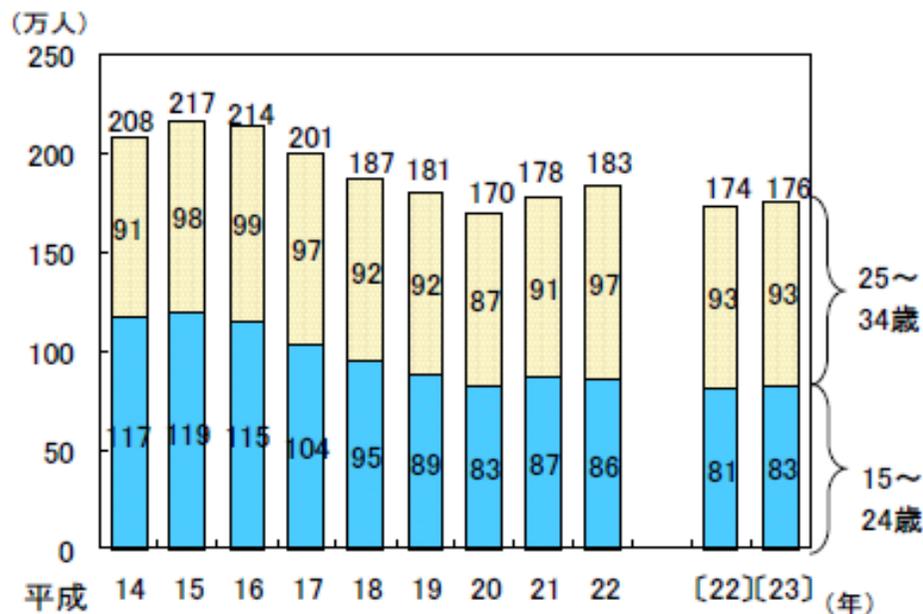
(出典) 平成12年までは「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

フリーター・ニートの推移

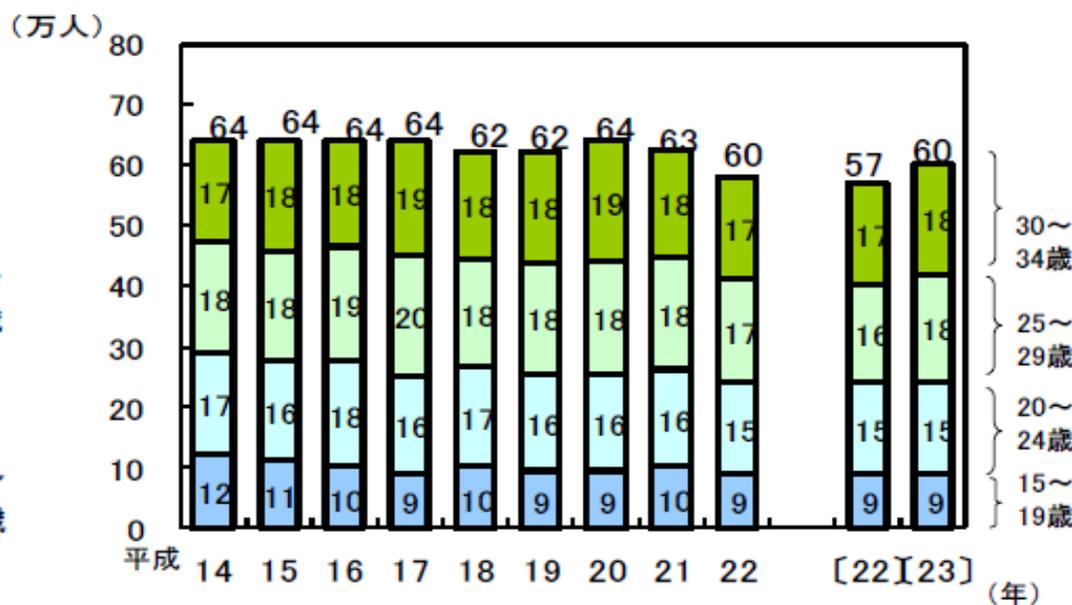
フリーターの数については、217万人（平成15年）をピークに減少してきたが、平成21年から増加に転じている。

ニートの数については、平成14年以降60万人代で推移している。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



(注1) 「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

(注2) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(注3) []書については、岩手県・宮城県・福島県を除く全国結果。

ホームレス数について

全国のホームレス数は近年減少傾向にある。

全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増減
20年調査	14,707	531	780	16,018	-
21年調査	14,554	495	710	15,759	259(1.6%)
22年調査	12,253	384	487	13,124	2,635(16.7%)
23年調査	10,209	315	366	10,890	2,234(17.0%)
24年調査	8,933	304	339	9,576	1,314(12.1%)

(出典)厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」



一方で、平成15年と平成19年の「ホームレスの実態に関する全国調査」を分析すれば、

- ・ 55歳以上のホームレス層の増加や
 - ・ 野宿期間が5年以上の長期ホームレスの割合の増加
- 等ホームレスの「高齢化」「野宿期間の長期化」がうかがえる。

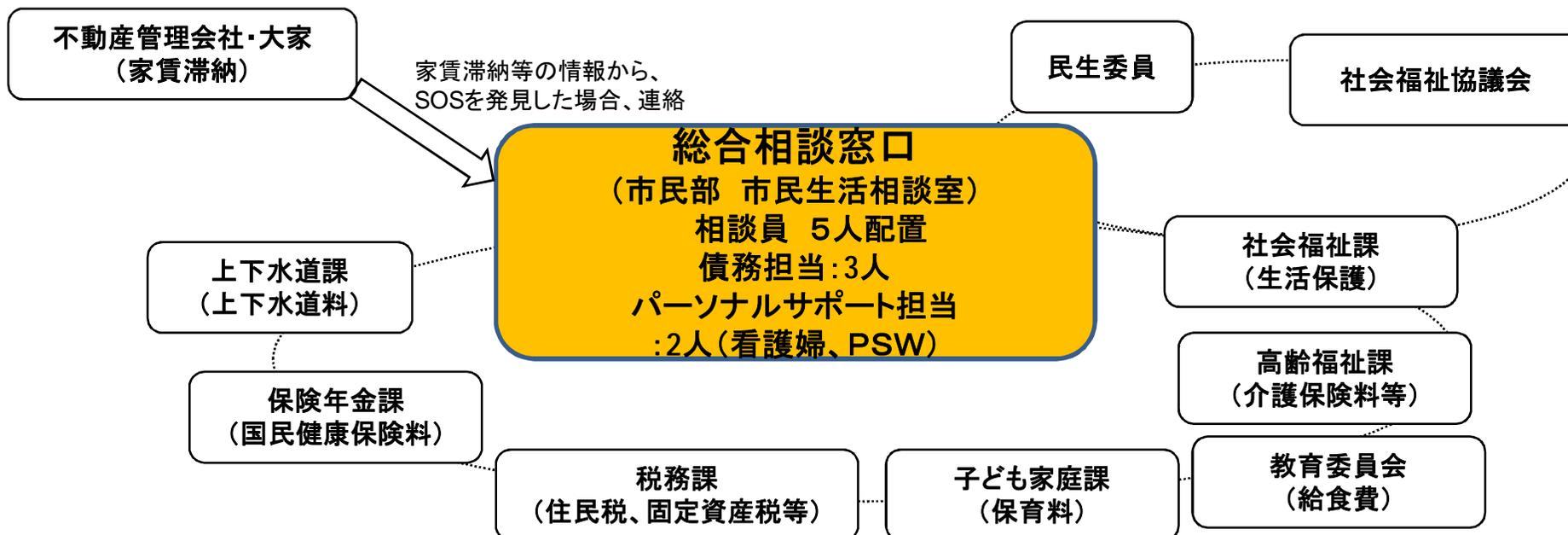
総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援(関係資料)

野洲市の事例【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

<ポイント>

- ・ 市の既存の総合相談窓口の機能を強化(新たに相談窓口を設置するよりも効率的)。
- ・ ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- ・ 直営のため、自治体内部組織(福祉事務所等)との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。特に、税務担当や、国民健康保険担当、水道担当等の滞納情報を活用することにより、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能に。市にとっても、過払い金の改修等を通じて滞納額の圧縮に寄与。

野洲市(人口:約5万人)の取組事例



消費生活センターと市民総合相談窓口を併設する自治体も多く、上記の総合相談窓口を、消費生活センターとして考えることも可能。

富士宮市の事例【直営＋地域包括支援センターに併設】

<ポイント>

- ・ 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化(全世代対応型に)。新たな相談窓口を設置するよりも包括センターのノウハウを活用し効果的、効率的な運営が可能。
- ・ 直営で実施することにより、自治体内部組織との連絡・調整、連携は容易。
- ・ 8か所のブランチを設置し、地域住民の利便性を向上。

富士宮市(人口:約14万人)の取組事例

高齢者に限らず、主訴が明確でないケースや重層的な課題のあるケースの相談を受理

地域型支援センター(ブランチ) 8か所

しらいと	フジヤマ	のぞみ	みゆき
富士宮社協	星の郷	高原荘	百恵

富士宮市地域包括支援センター(直営)

(福祉総合相談課) 全体で22名職員配置(独自財源で上乗せ配置も実施)

【相談業務担当】:社会福祉士(4)、保健師(3)、精神保健福祉士(1)、主任介護支援専門員(1)

【介護予防担当】:保健師(1)、ケアプランナー(10)、理学療法士(1)、事務職員(1)

市役所

必要に応じて連絡調整・支援体制

家庭児童相談室

市民相談室

生活保護
担当

三障害支援センター

女性相談女性相談
DV相談

各関係機関との連絡調整会議

関係行政機関、保健福祉機関・医療機関・インフォーマルな機関等、利用者の支援に必要と思われる機関を、市の責任で招集

特に民間委託型の場合、地域包括支援センターではなく、障害者相談支援事業所や障害者就労・生活支援センターを選択肢とすることも考えられる。

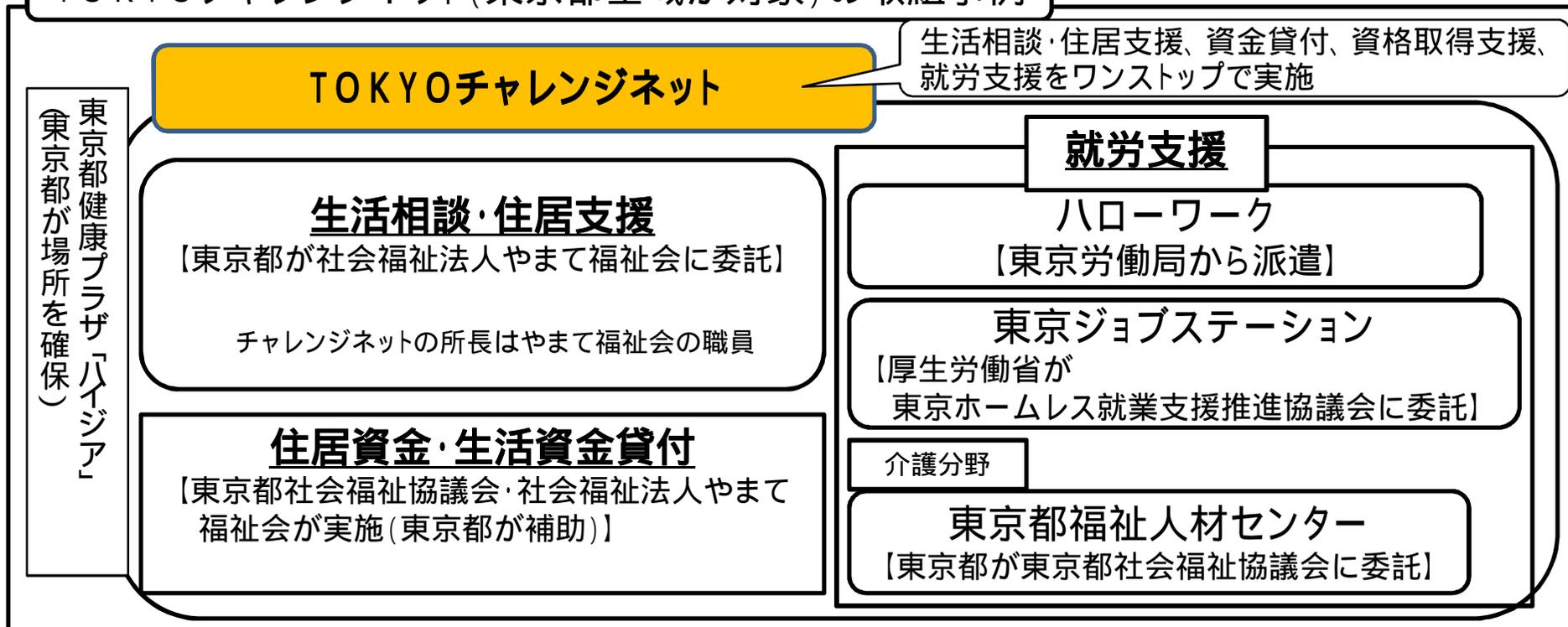
TOKYOチャレンジネットの事例

【委託・補助(複数法人) + 既存支援窓口との併設によるワンストップ型】

<ポイント>

- ・ 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしている、不安定就労者や離職者に居住支援、生活支援、就労支援、貸付を実施する広域的な取組事例(東京都全域をカバー)
- ・ ワンストップサービスを実現するため、東京都が一ヶ所の窓口を集約して、複数の民間法人に委託又は補助して事業を行っている。(ハローワーク職員の出張相談も同じ場所で開催)
相談者にとっては極めて利便性が高い仕組みであり、迅速かつ効果的な支援が可能に。

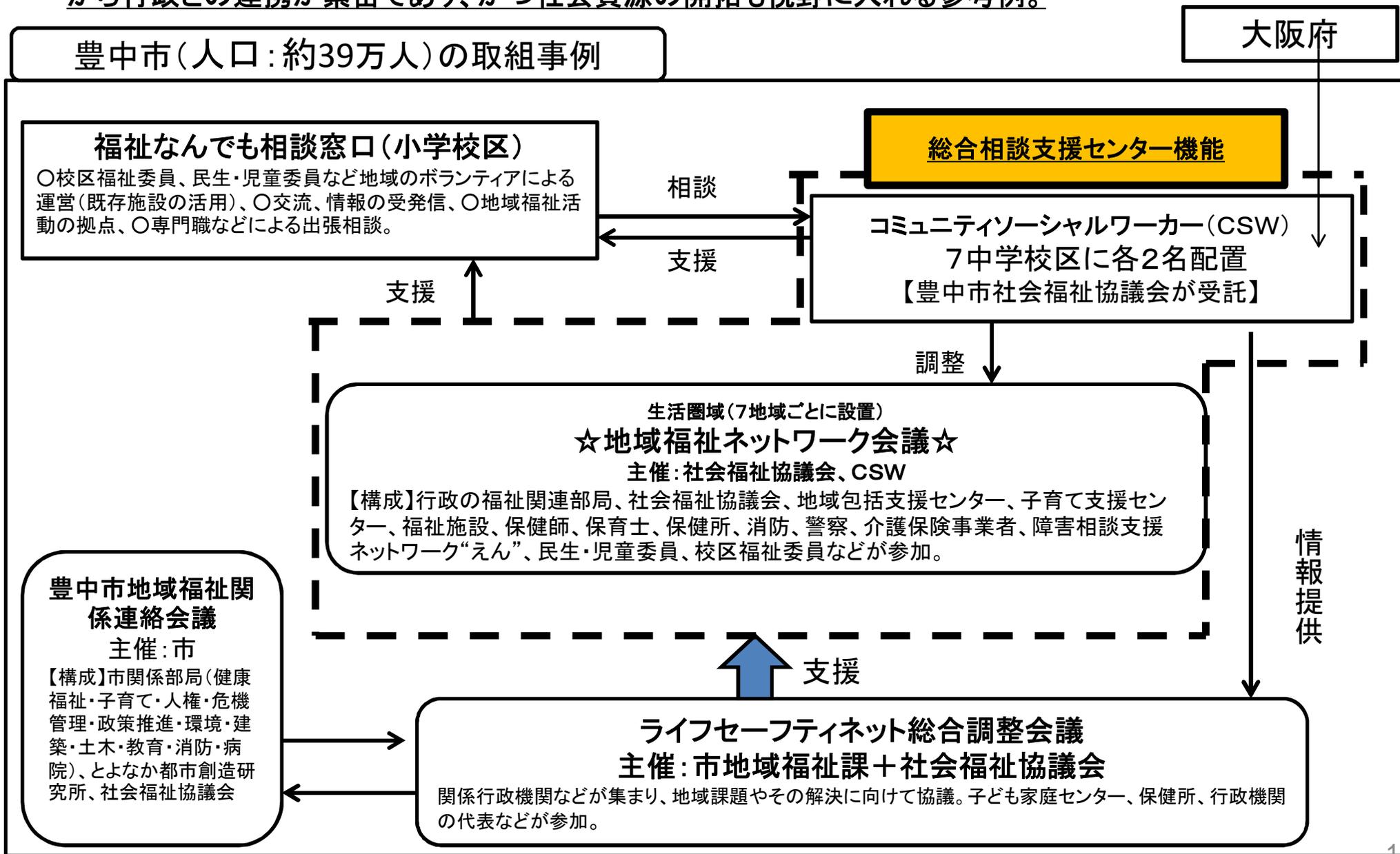
TOKYOチャレンジネット(東京都全域が対象)の取組事例



民間委託のみで構成する場合のほか、直営部分 + 自治体では担いきれない部分について民間委託という¹方法も考えられる。

豊中市の事例【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

総合相談支援センターを設置しない事例であるが、「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。



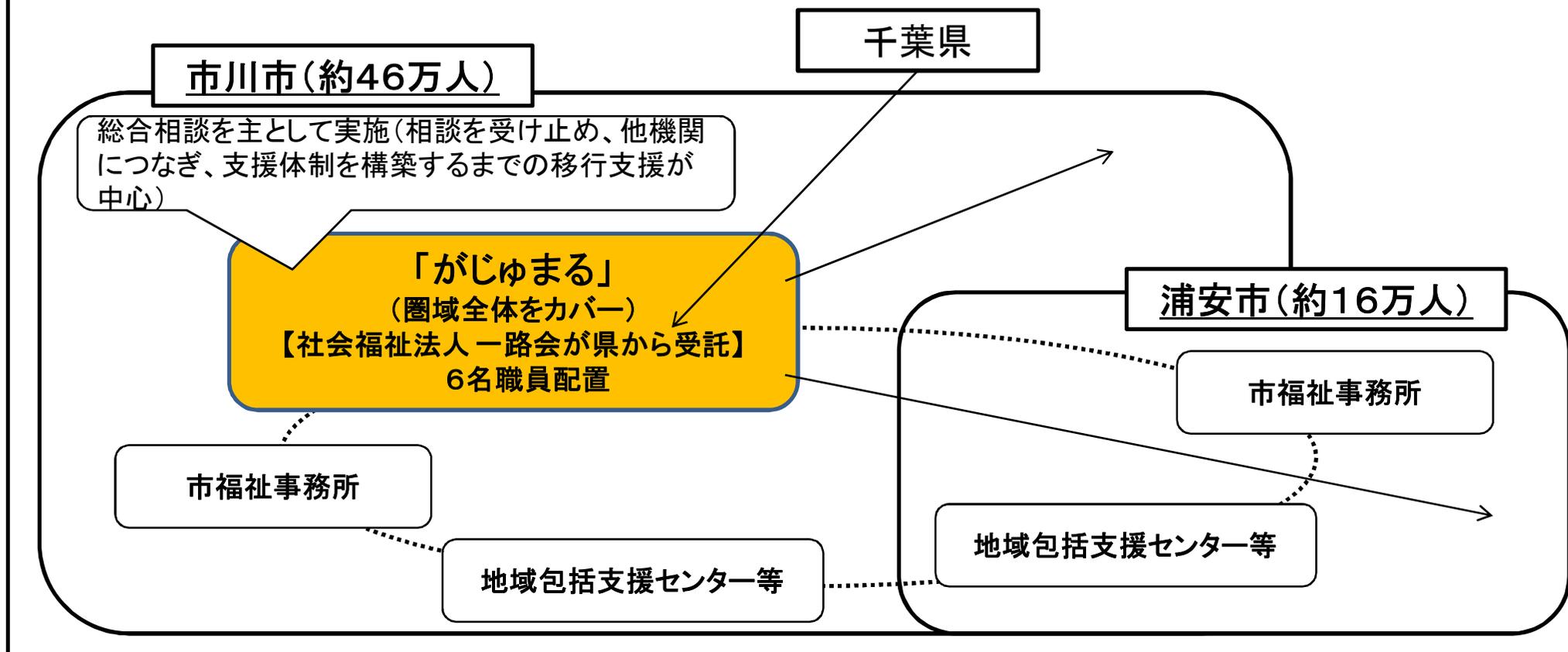
千葉県中核地域生活支援センター【委託＋複数自治体による広域共同設置】

<ポイント>

- ・ 県が複数自治体ごとに1か所の総合相談センターを置いている例。
- (・ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。)

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」(圏域人口:約62万人)の事例

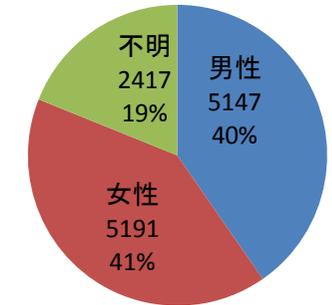
(注)中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置されている例だが、複数自治体による同一の民間法人への委託による広域共同設置のイメージの参考になると考えられる。



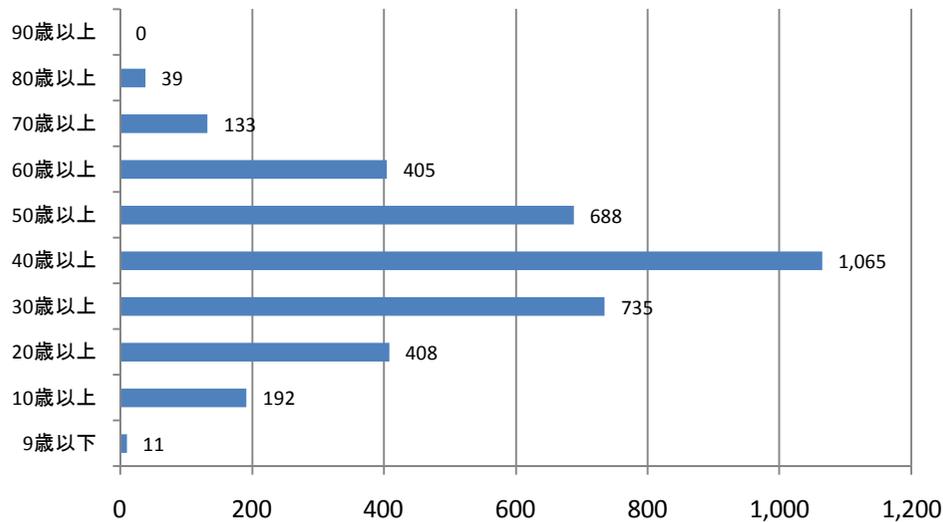
社会的包摂ワンストップ相談支援事業における電話相談状況

相談者の内訳は男性と女性がほぼ半数ずつの状況。
 相談者の年齢構成を見ると、年齢不明者を除き、40代が最も多く、次いで30代、50代、20代の順となっている。
 また、相談内容については、「心」の問題が最も多く、次いで「人間関係」、「病気」、「仕事」、「お金」の順となっている。

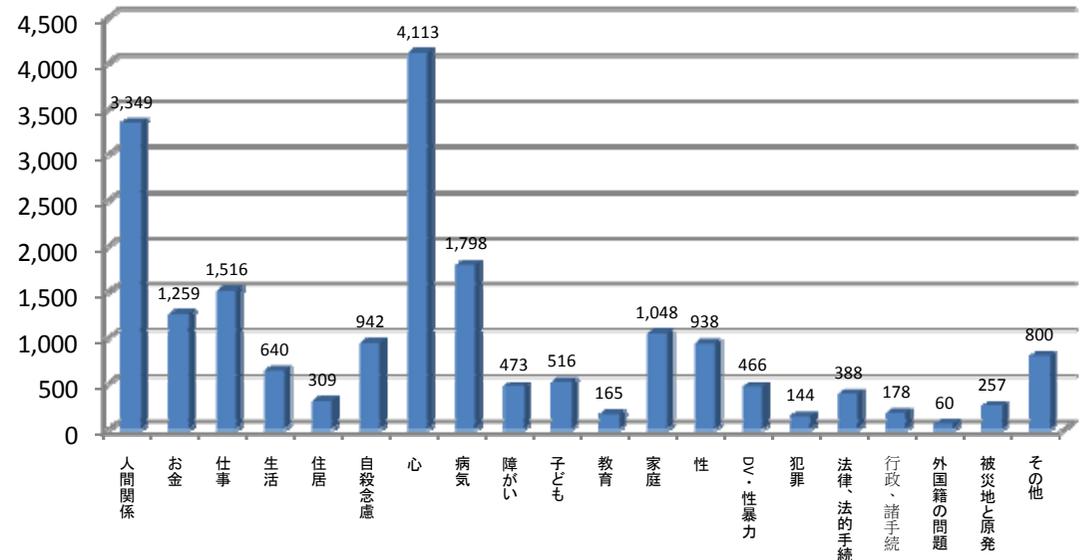
【相談者の性別】
(N = 12,815)



【年齢別相談のべ件数】
(N = 3,676)



【相談内容別のべ件数】
(N = 19,359)



(注) 年齢不明者15,683人を除いている。

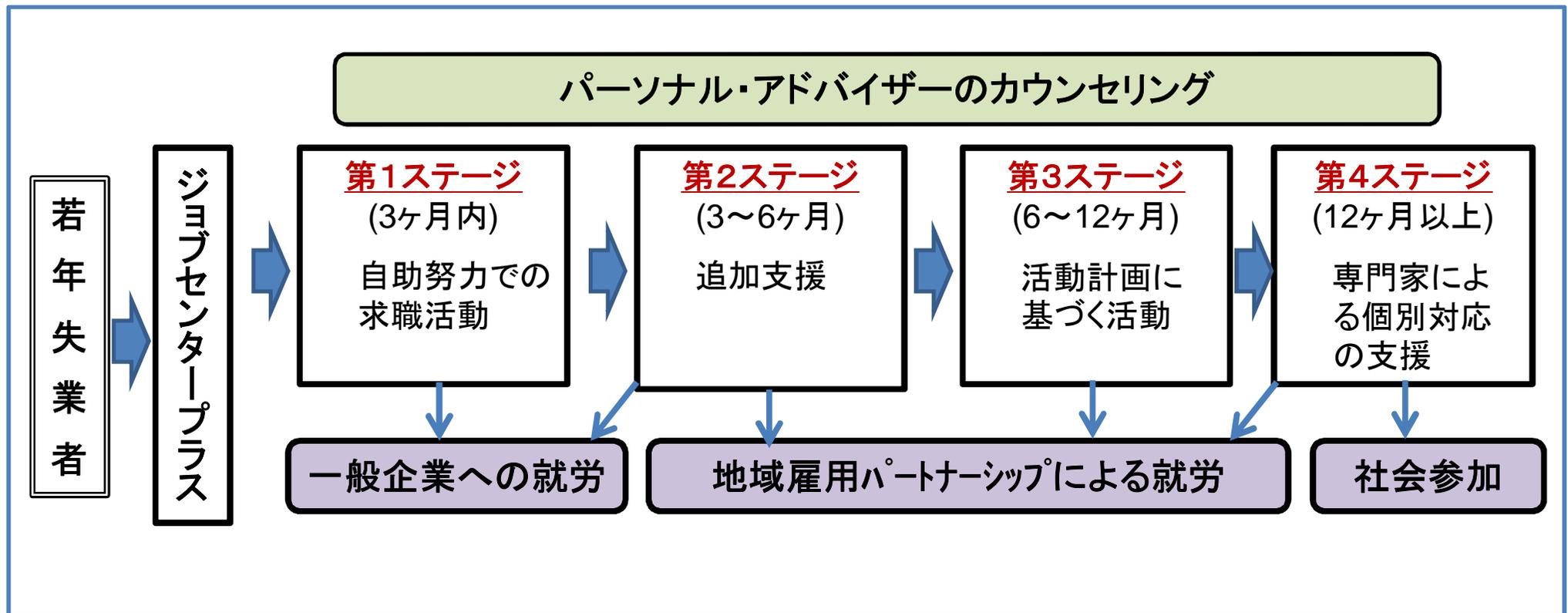
社会的包摂ワンストップ相談支援事業は、24時間・365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて、悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を行い、具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うもの。実施団体は一般社団法人社会的包摂サポートセンター。平成24年3月11日より本格実施。

生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

【厚労省作成資料】

英国の『ニューディール・プログラム』

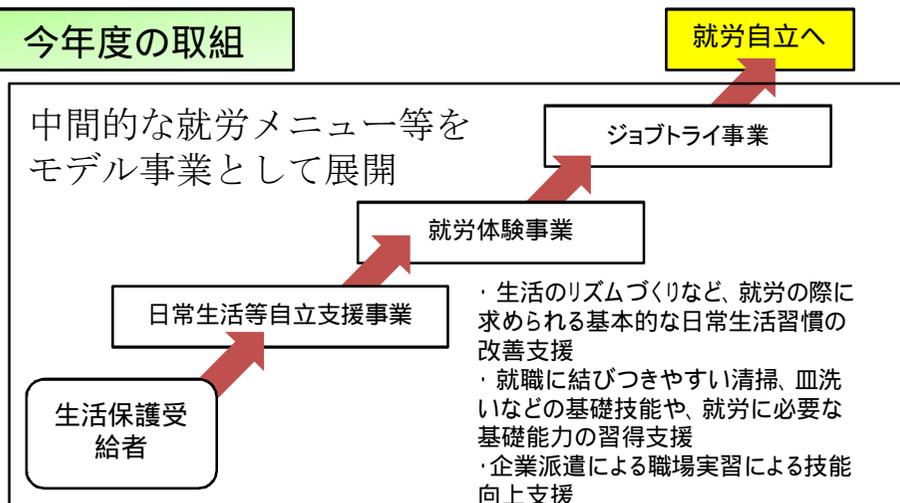
若年就労支援が、ワンストップかつ各ステージに応じた仕組みの下で実施されている。



就労支援の強化(多様な就労機会の確保) (関係資料)

京都府における「生活・就労一体型支援事業」

今年度の取組



見えてきた課題

○今年度の取組は、生活保護受給者に対する自立支援策として一定の効果をあげているが、以下についての対応が課題

- ①中間就労の場、社会的な居場所の絶対数不足
- ②様々な生保受給者を抱える福祉事務所がこうしたメニューをどう活用し就労支援へ繋げていけばいいのかわからない（ケースワーカー等の経験に頼っていた領域を制度化する必要）

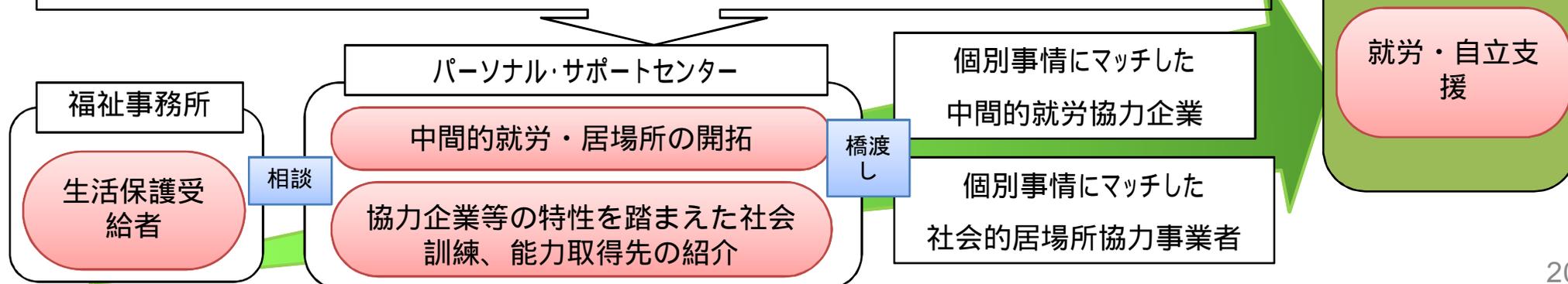
平成24年度の取組(案)（ハ・ソル・サポ・センターに新たな機能を付加）

①中間的就労の場、社会的な居場所の確保

生活保護受給者への就労・日常・社会生活支援機能拡充のため、事業協力開拓員を配置し、中間的就労の場や社会的な居場所の不足を解消

②福祉事務所からジョブパーク、ハローワークまでを一体的につなぐ機能の構築

就労意欲の低い者や生活習慣に課題のある者は通常就労支援では就職に結びつきにくい状況。開拓した協力企業・協力事業者の実態を踏まえ生保受給者の課題にマッチした企業や居場所を紹介



中間的就労の場づくり等に取り組む企業への支援

◆概要

企業等の社会貢献活動の一環として、生活保護受給者やボーダーライン層の者に「中間的就労」の場を提供することにより、継続就労や定着支援に向けた取り組みを行う企業を支援する。

◆平成23年度実施のモデル事業

①「月のとき」事業(平成21年9月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の商店街に、軽食等を提供するカフェを開店。
- ・延19名を雇用し、現在7名が雇用継続中。
- ・このうち12名は、専門学校等への進学や他事業所へ就職するなどの実績有り。

②「風のととき」事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市伏見区内の企業の協力を得て、社員食堂を開店。
- ・雇用者数は6人。

③ものづくり産業技術修得支援事業(平成23年10月～)

- ・ひきこもりの若者の就労による自立支援の場として、京都市南区内のものづくり系企業の自社工場で、ベテラン社員からOJT等による技術指導を行う。
- ・雇用者数は2人。

「プラットフォーム」による支援

◆ 趣 旨

「生活・就労一体型支援事業」を推進し、中間的就労及び雇用の場の創出や、自立に向けた支援システムの構築を目指した取組を進めるため、オール京都体制による支援組織「きょうと生活・就労おうえん団」を設立。

◆ 発起団体

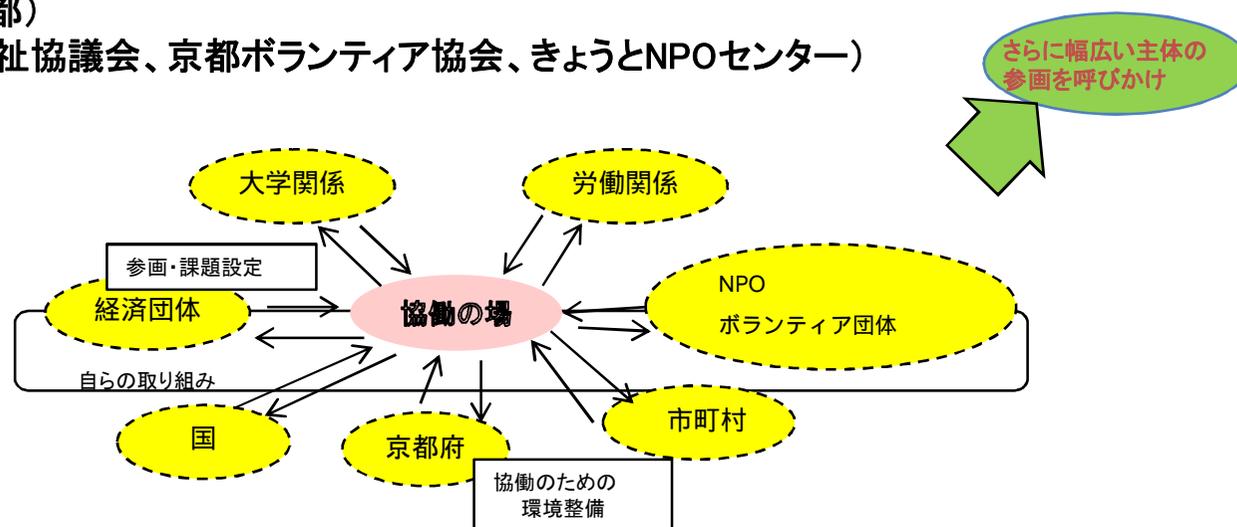
- ・ 京都雇用創出活力会議（京都府、京都市、京都労働局、京都経営者協会、連合京都）
- ・ 経済団体（京都府商工会連合会、京都商工会議所（京都府商工会議所連合会）、京都経済同友会、京都工業会、京都府中小企業団体中央会）
- ・ 行政関係（市長会、町村会）
- ・ 大学関係（大学コンソーシアム京都）
- ・ 福祉・NPO関係（京都府社会福祉協議会、京都ボランティア協会、きょうとNPOセンター）

◆ 創設時期

平成23年12月21日(水)

◆ 主な活動内容

- ・ 中間的就労の場作りへの協力
- ・ ネットワークづくり
- ・ 賛同者増に向けた広報啓発



釧路市における「新しい公共」を活用した生活保護受給者を対象とした取組事例

○ 釧路市では、生活保護受給者の自立に向けた支援について、福祉事務所とNPO等とで協働する「新しい公共」を活用し、有償・無償のボランティア活動やインターンシップ等を行う「中間的就労」の場を提供している。

釧路市における中間的就労の取組

就労移行型インターンシップ（リサイクル事業所）

<活動内容>

- インターンシップとして、民間事業所で産業廃棄物の選別作業等を行う。
- ・リサイクルヤードにて角材・電線・プラスチック・鉄片の選別作業
 - ・ヤード周辺住宅街の美化
(平成22年度参加者数：18名)



公園管理ボランティア（釧路市公園緑化協会）

<活動内容>

- 公園管理業務を行う。
- ・釧路市内の公園内清掃・花壇除草・集草・低木刈り込み・落ち葉集め作業等
(平成22年度参加者数：62名)



作業所ボランティア（知的障がい者施設）

<活動内容>

- 知的障害者の方と少しずつコミュニケーションをとりながら、作業の補助を行う。
- ・ウエス作り（古着をハサミで切る作業）・着物ほどこき・封詰め等
(平成22年度参加者数：2名)



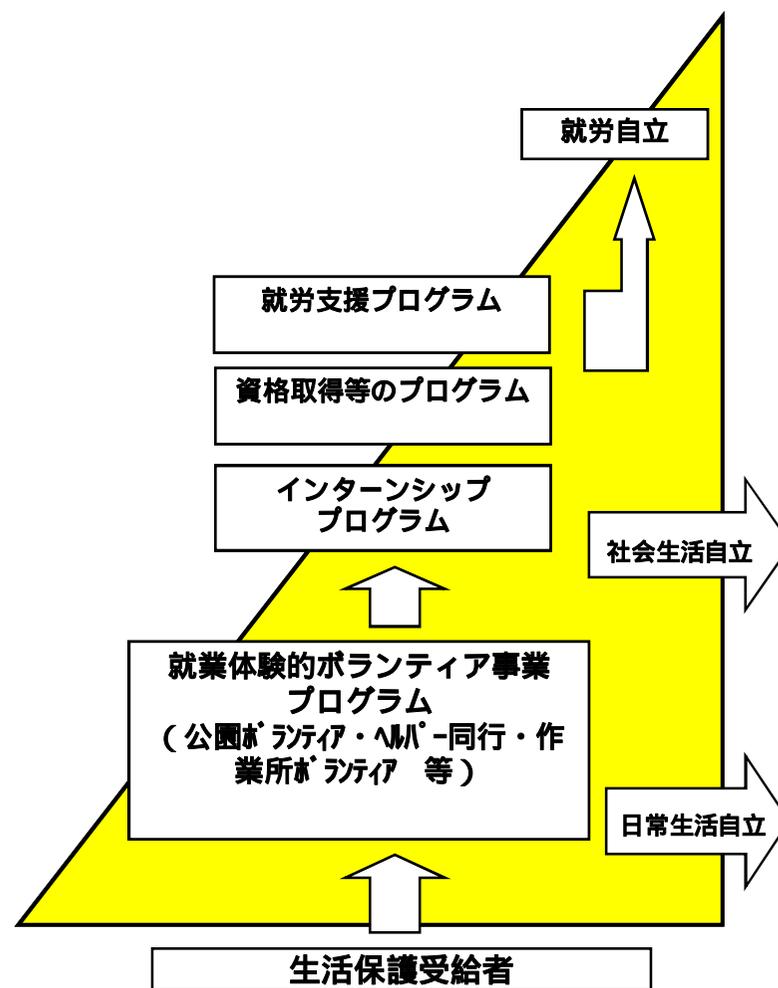
介護施設等におけるボランティア（介護事業所）

<活動内容>

- デイサービスセンター等において介護職員等の業務の補助を行う。
- ・お年寄りのお話し相手・レクリエーションの手伝い等
(平成22年度参加者数：20名)



釧路市における自立支援のイメージ



多様な働き方

企業就労から施設の作業所まで・稼働収入から無償奉仕まで

農業分野(第6次産業)での就労機会の提供(社会福祉法人一麦会)

第6次産業を活用した雇用創出

社会福祉法人一麦会(和歌山県)では、平成12年から、地域農業を中心とした第6次産業化(農産物生産・加工製造・販売)を推進し、雇用を創出。

障害者就労継続支援事業として実施する中で、精神障害者・知的障害者のほか、ひきこもりの若者も対象として事業を実施。

【大豆栽培】



< 第6次産業への着目と実践 >

- ・ 農産加工製造業は、比較的軽設備で開始でき、特殊な専門的知識・技術・資格を要しないため、ほとんどの人が携われる業種が多い。
- ・ 企業的手法を用いた経営。目標数値を明確にし、適正な利益を追求。
- ・ 製造・流通・小売業等の業界のノウハウを活用。商品の営業・販路の拡大を進め、持続的な事業経営に結びつける。

【和歌山納豆】



- ・ **地域とのコミュニティ(障害者、ひきこもりの若者と地域社会との交流の場)を形成。**
- ・ **後継者不足の農業分野へ参入することにより、経済状況が厳しい地方にあって、地域資源を生かした生活困窮者や障害者の雇用機会を創出。**

農林水産分野の取組

地域における6次産業化の関連図



とちぎボランティアネットワークの就労支援

1. とちぎVネットの取組

1995年にNPOの中間支援組織として発足し、2008年度から認定NPO法人。
自主事業として若者就業支援に取り組んでいる。

2. 自主事業「ワーキングスクール」

○ 企業80社と連携し、若者が無報酬で半年間インターンシップを行う()。

参加費(6か月で24万円)の負担が必要。

○ 社会経験豊かな中高年がコーディネーター(ほぼボランティア)として、参加者をマンツーマンでフォロー。

○ サポステ事業では、一般就労がすぐには難しい層を考慮し、段階別の就労経験を積んでもらうため「新しい仕事づくり」に取り組む。(人と直接接しないテープおこし、印刷・製本等のグループ作業等)

➡ 2005～2008年に43名中32名が研修修了。就職率71%(正社員6名)。

3. 商店街での地場野菜直売

○ 「シャッター通りを活性化したい」という地域ニーズ、「無農薬野菜を広げたい」という農家のニーズ、「若者の働く場所を作る」という課題を結合。

○ 販売には様々な仕事があり、色々な若者のニーズに合わせやすい。

➡ 三者のニーズが結び合わさった成功事例。

生活困窮者の自立・就労支援(海外参考例)

韓国の『自活支援事業』と『社会的企業育成』

1997年の経済危機による失業者増に対応した取組。施策の柱は、民間支援機関による就労支援と社会的企業による雇用創出

『地域自活センター(自活後見機関)』による自活支援事業

- 勤労能力のある者が対象
- 事業主体の中心は、社会福法人、非営利法人
- 事業内容は、自活意欲を高める教育、相談・職業訓練・職業斡旋、創業支援、資金融資斡旋など
- 国・地方は費用の支援、事業の優先委託等を行う。

『社会的企業育成法』による取組

- 社会的企業は、脆弱層に対し、社会サービス又は雇用を提供するもので、そうした社会的目的を達成しながら、同時に収益をあげることが期待されている。
- 株式会社、非営利団体、社団法人など
- 社会的企業に対して、税・社会保険の減免、公共機関による優先購買などの支援が行われる。

ハローワークと一体となった就労支援の強化 (関係資料)

生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成22年度実績)

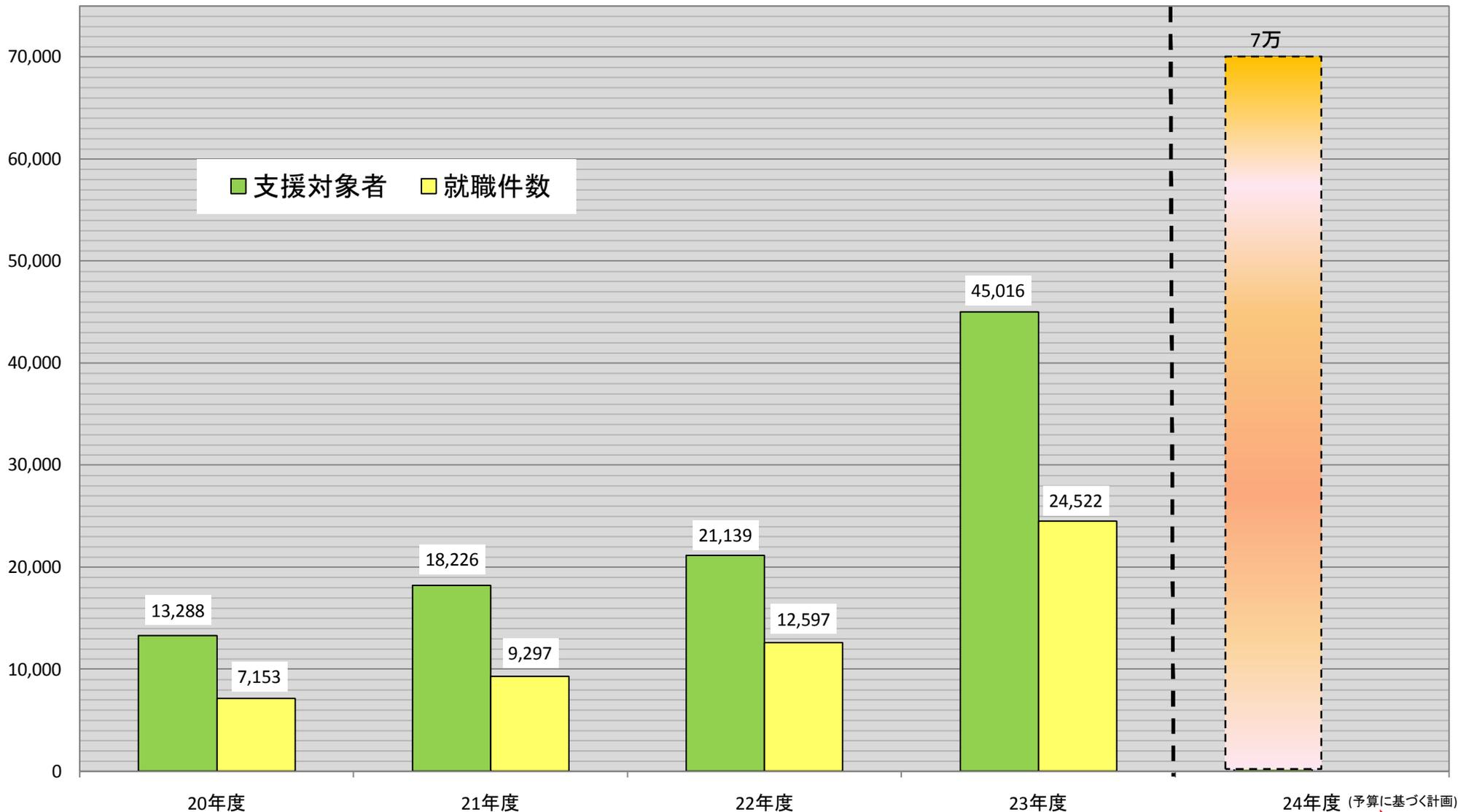
生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	対象者数	就労・増収者数	保護費削減額 (推計)
ハローワークの就職支援ナビゲーター による福祉事務所とのチーム支援 (就職支援ナビゲーター(ハローワーク) 700人(H23) 1,000人(H24))	17,230	9,921 (就労・増収率: 57.6%)	約33.1億円
福祉事務所における就労支援員を活用 した就労支援 (就労支援員(福祉事務所) 1,742人(H24.1) 2,200人(H24))	54,493	17,451 (就労・増収率: 32.0%)	約58.2億円
福祉事務所における 以外の就労支援	16,908	4,091 (就労・増収率: 24.2%)	約13.6億円

- 1 は「福祉から就労」支援事業(平成22年度まで「生活保護受給者等就労支援事業」)
- 2 は職業安定局調べ。 は社会・援護局調べ。
- 3 は全ハローワーク管内で実施している。

「福祉から就労」支援事業及び生活保護受給者等就労支援事業の実績・計画の推移

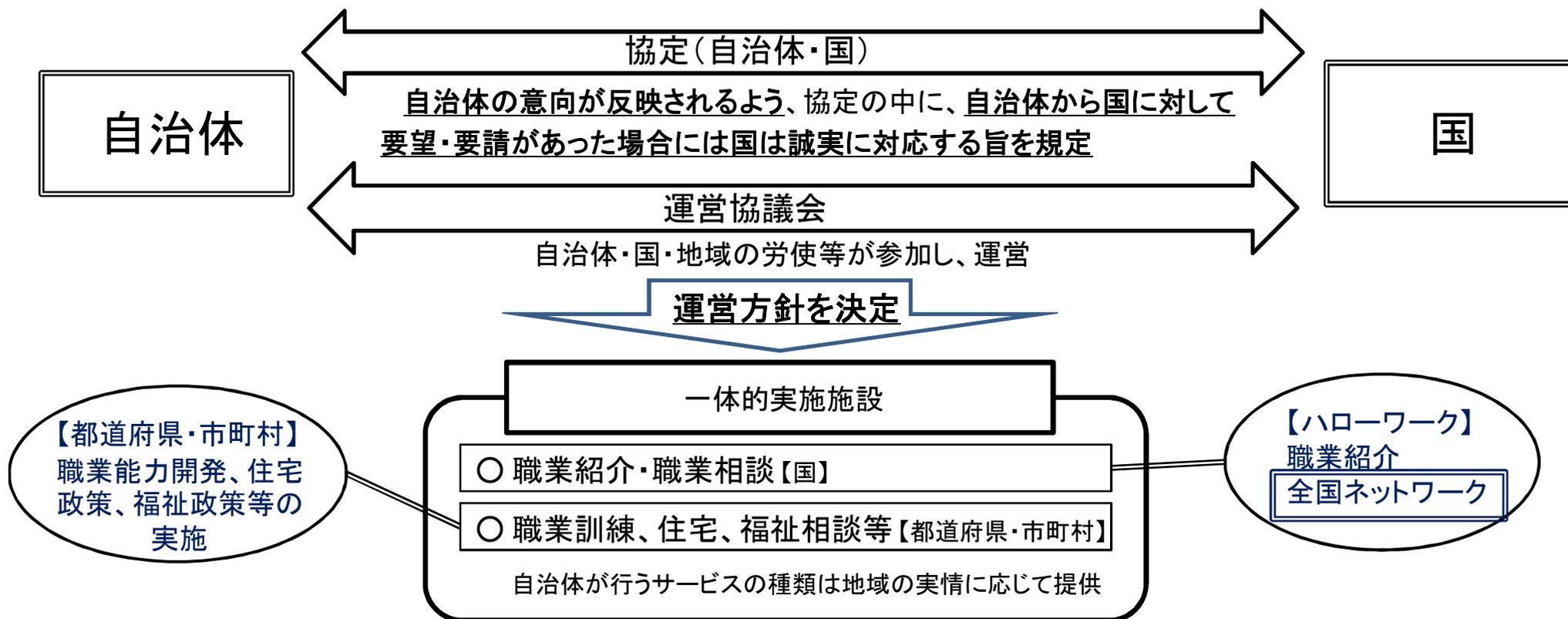
(人・件数)



支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者(生活保護ボーダー層)が含まれている。

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

所沢市の事例【福祉事務所(市)とハローワーク(国)による一体的支援】

ポイント

市役所庁舎内に「福祉・就労連携コーナー」を開設し、市(福祉サービス・相談等)とハローワーク(職業紹介等)による生活困窮者に対する一体的支援等を実施

所沢市(人口:約34万人)の取組事例

市役所の福祉窓口の隣に「福祉・就労連携コーナー」を設置。市と国の職員が連携しつつ、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実現

① 事業内容

・生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭の母等の生活困窮者に対する支援等

② 協定・事業計画

・所沢市長と埼玉労働局長の間で協定(*)を締結
・数値目標を盛り込んだ事業計画を所沢市と埼玉労働局の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

・所沢市職員、埼玉労働局職員、労使団体代表者がメンバーの運営協議会を設置(所沢市長が会長)



事業目標と実績	23年度目標(23年9月～24年3月)	23年度実績(23年9月～24年3月)
生活困窮者に対する就職支援	◇36人以上の就職 (うち24人以上が紹介就職)	◇75人の就職 (うち54人が紹介就職)

家計再建支援と居住の確保 (関係資料)

1. 福岡県多重債務生活再生事業

(1) 体系図 一別紙参照

(2) 協働事業委託費

- ① 多重債務者生活再生事業(約2,000万円)→ グリーンコープ生協の県内四つの相談室運営費用、人件費の一部
- ② 生活再生家計指導事業(約1,000万円)→ 家計指導に係る広報費、会場費、交通費、人件費、事務費他
- ③ 生活再生出張相談事業(約1,000万円)→ 出張相談会に係る広報費、会場費、人件費、事務費他

2. グリーンコープ生協生活再生相談室との協働事業

「福岡県 多重債務者生活再生事業」(平成20年度より)

「生活再生 家計指導事業」 (平成22年度より)

「生活再生 出張相談事業」 (平成22年度より)

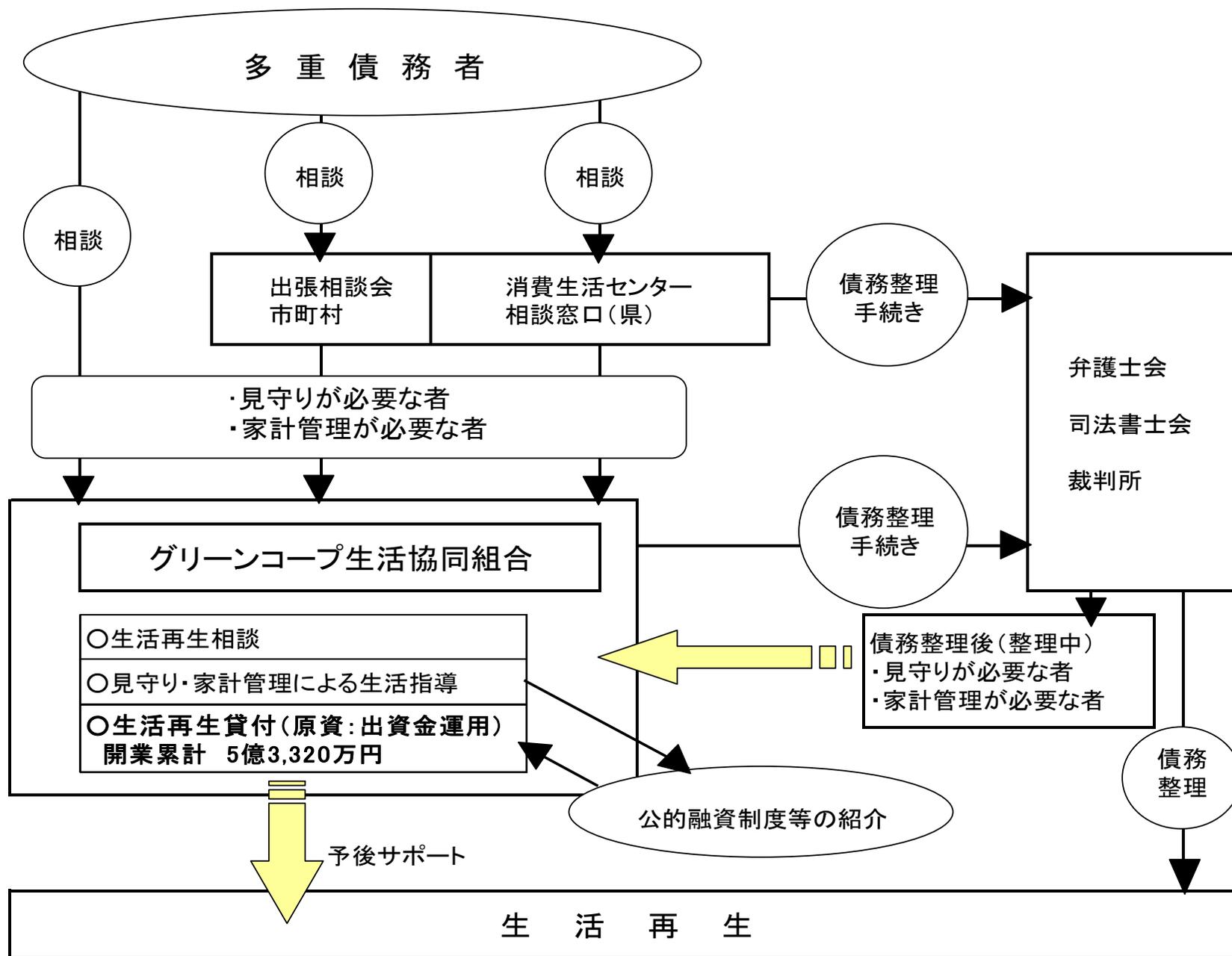
3. 事業実績

平成18年8月開業から平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比:0.59%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		グリーンコープ5生協
	平成23年度12月まで	開業累計 (平成18年8月～)	開業累計
電話件数	1,414	10,656	14,567
面談件数	888	6,220	8,901
法律家への相談	240	2,710	3,807
貸付希望件数	641	3,529	5,232
貸付実行件数	178	816	1,223
貸付金額(万円)	9,638	53,320	76,929
家計指導件数	623	平成22年度より 1,455	—
出張相談件数	298	平成22年度より 687	—

生活再生事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協 長崎で事業を行っている。

福岡県多重債務者生活再生事業 体系図



住宅手当制度(～平成24年度末)について

住宅手当制度の概要

離職により住まいを失った方等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給。

➤ 支給対象者

平成19年10月以降に離職した方であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある方

➤ 支給要件

①収入要件:月収約13.8万円未満(単身世帯)。(2人世帯は17.2万円以下、3人世帯は24.2万円未満)

※金額は東京都区の場合であって、地域により異なる

②資産要件:預貯金50万円以下の方(単身世帯)。(複数世帯は100万円以下の方)

③就職活動要件:受給中、ハローワークでの月1回以上の職業相談や週1回以上求人先への応募等

※離職者が直ちに生活保護に至らないよう、収入要件は生活保護と同様の水準、資産要件は生活保護より要件を緩和。

➤ 支給額

単身世帯:21,300円～53,700円 複数世帯:27,700円～69,800円

➤ 支給期間

最長6か月間(就職活動要件を誠実に実施している場合はさらに3か月延長可能(最長9か月間))

住宅手当制度の実績及び課題

○支給決定件数:115,078件(平成21年10月～平成24年5月。延長決定分含む)、直近の平成24年5月は2,630件

○住宅手当受給者の常用就職(※)率:38% 直近平成23年度実績は54.5%

(※)期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

○住宅手当受給終了後に生活保護へ移行した者の割合:21.4%

○住宅手当受給者は、早期に就職している人のほか、支給期限である6ヶ月目、9ヶ月目に就労している傾向。

(住宅手当受給開始後の就労までの月数別割合:2ヶ月目:17% 6ヶ月目:19% 9ヶ月目:11%)



- ・有期という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を発揮。
- ・平成25年度以降の生活困窮者に対する効果的な住宅支援のあり方について、検討が必

「貧困の連鎖」の防止のための取組 (関係資料)

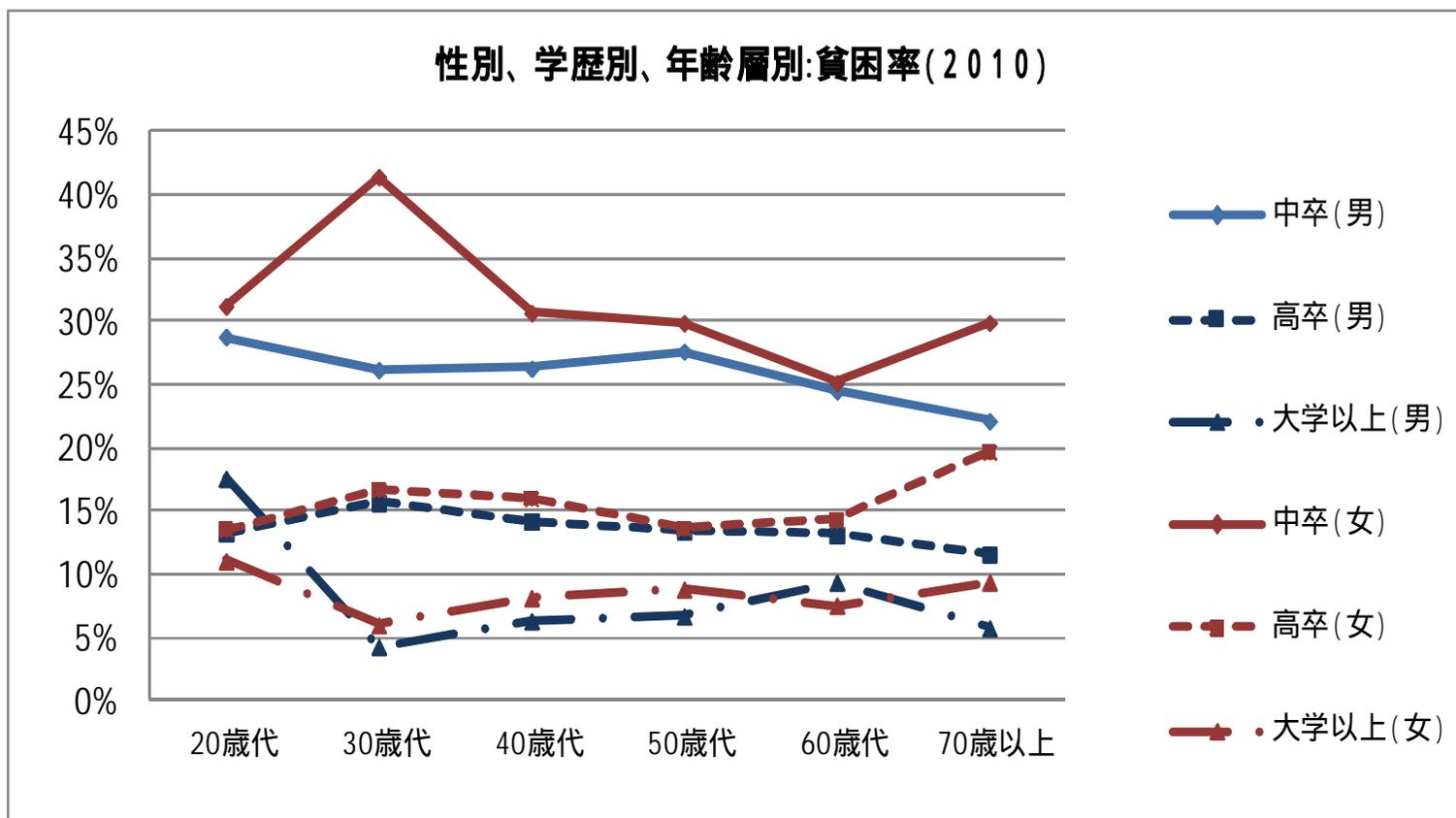
「貧困の連鎖」に関する道中隆氏(関西国際大学教授)の研究結果

生活保護受給世帯の世帯主が、過去の出身世帯においても生活保護を受給していたことが明確に確認された世帯
(「貧困の連鎖」が生じた世帯)(A市の例)

調査数	該当世帯	該当割合
390世帯	98世帯	25.1%

(出典)道中隆 「保護受給層の貧困の様相 - 保護受給世帯における貧困の固定化と世代間連鎖」
『生活経済政策』August. No.127,生活経済研究所

学歴が貧困率に与える影響



- 「平成22年国民生活基礎調査」特別集計
- 学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒(高校中退を含む)」の貧困リスクが非常に高い
- 学歴プレミアムは貧困リスクの差という形で一生つきまとう

生活保護受給世帯の貧困の連鎖を防止するための取組事例

【厚労省作成資料】

～ 埼玉県、高知市の事例 ～

埼玉県や、高知市においては、生活保護受給世帯の子どもが大人になって保護を受給するといった貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の中学生等を対象とした学習支援等の取組を実施している。

埼玉県の取組事例

生活保護受給者チャレンジ支援事業（教育支援員事業）

概要

生活保護受給世帯の全ての中学3年生（中学1、2年生含む）及びその保護者等を対象に、高等学校進学への動機付け、学習支援を行い、高校への進学を支援する。

事業内容

- 県が委託する一般社団法人に教育支援員（教員OB、社会福祉士）を配置
- ・CWと家庭訪問の上、支援方針を決定
 - ・教育支援員による訪問支援
定期的に家庭訪問し、子ども及び親に対して、高校進学に向けた意欲喚起や手続きの支援を実施
 - ・学習教室での支援
県内10カ所の特別養護老人ホーム等で、週1回～週4回の間で、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施

特徴

埼玉県全体（政令市を除く）を対象に事業が行われている。

参加者実績（中学3年生）

【23年度】	対象者数	736人
	参加者数	310人
【22年度】	参加者数	160人
	うち進学者数	156人
	進学率	97.5%

高知市の取組事例

平成23年度高知チャレンジ塾における学習支援

概要

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生（1年生～3年生）を対象とした学習支援を行い、高等学校進学や生徒が希望をもって進路を選択し就労できるようにする。

事業内容

ア 実施体制

- ・就学促進員（教員免許資格者）を配置し、CWと連携して中学生のいる生活保護家庭を訪問し、事業への参加を促す。
継続して参加できるよう、学習支援員と連絡を取りながら定期的に生徒や保護者への働きかけを行う。
- ・学習支援員（教員OB、大学生、地域の方）を配置し、学習支援を行う。
子どもたちの実態に即した学習内容を取り上げ、基礎学力の定着を図る。

イ 実施頻度

- ・週2回程度、市内5カ所で2時間程度学習支援を実施。
- ・学校からの宿題、学校配布のパワーアップシート、学校教育課作成の数学シートを用いて、個人の能力に応じた支援を実施。

特徴

福祉部局で就学促進員の確保により家庭を支援し、教育委員会で学習支援員の確保や教材の提供等学習そのものに関する支援を行っており、福祉と教育の分野双方の連携が図られている。

対象者数（平成23年12月末）	381人
参加者数（平成23年12月末）	54人

横浜市における市立定時制高校への進路支援の取組事例

横浜市では、平成22年度より、市立戸塚高校における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取組むNPOに委託し実施。

貧困等経済的問題や家庭の問題、発達障害など複合的な課題を抱える生徒への支援を学校のみ任せず、教育機関と外部専門機関が連携し支援に取り組んでいる。

市内の市立定時制高校に通う生徒の状況

働きながら通学する生徒の約5割が、自分の収入で家計を支えている。

卒業後の選択肢に「進学」を選択することが困難。
不景気による就職難も重なり、卒業後定職につけず、行き場を失う生徒が増加。

平成21年度の卒業生の進路状況

「就職」30%、「進学」15%、「その他」55%。

中途退学者の状況

入学時の生徒数が、4年生時になると中途退学により半減。



民と官の連携により、早期の段階(高校在学中)で課題を抱える若年者へきめ細かい支援を行うことが可能となる。

事業の実施方法

キャリアカウンセラーが週1回学校を訪問

個別相談やグループワークを実施し、個々の生徒の課題を把握。

就労体験プログラムの開催

実践的な職場体験や就労支援セミナーの開催。

個別就労支援の実施

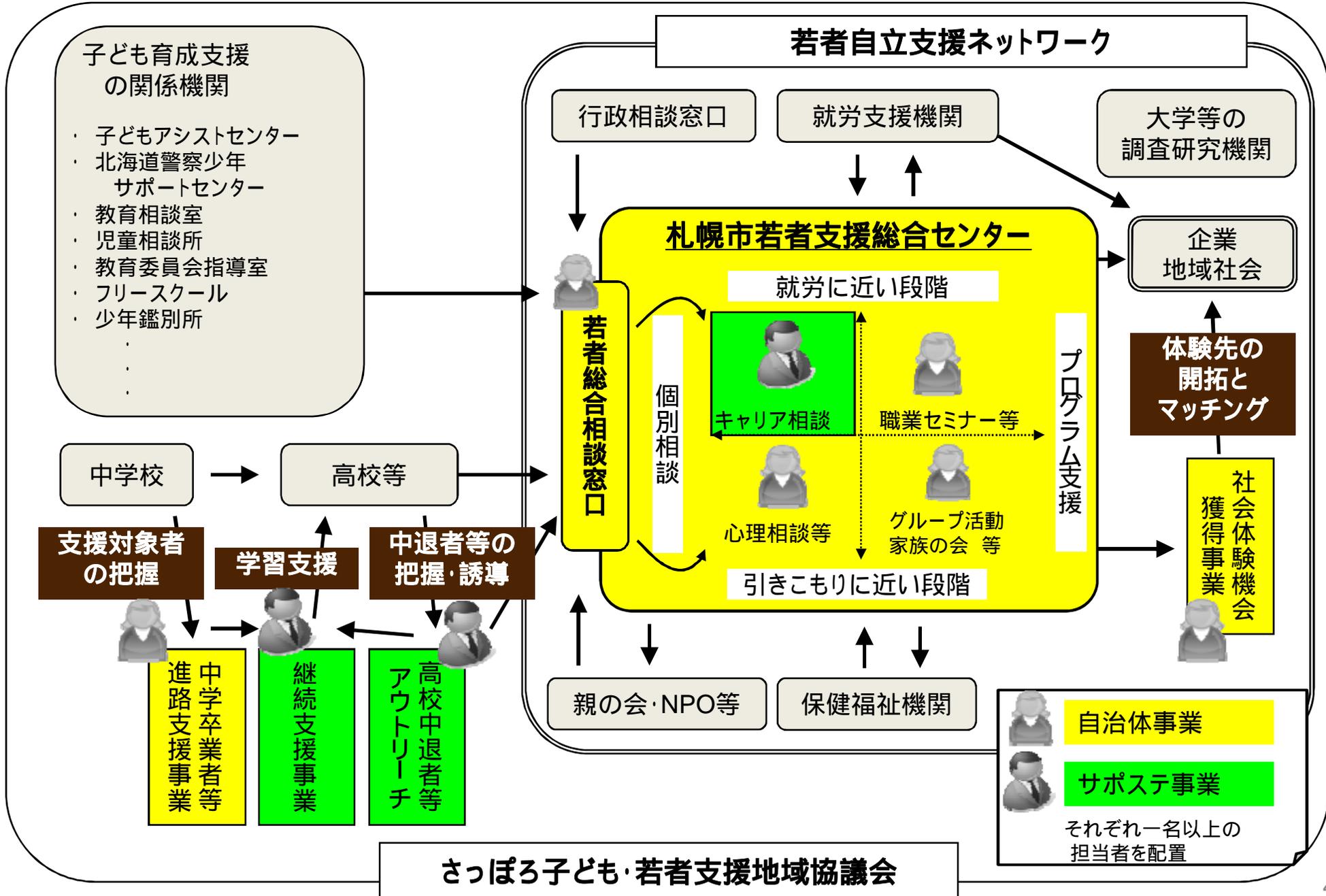
ハローワークへの同行や求人情報を提供。
すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。

<平成22年度実績>

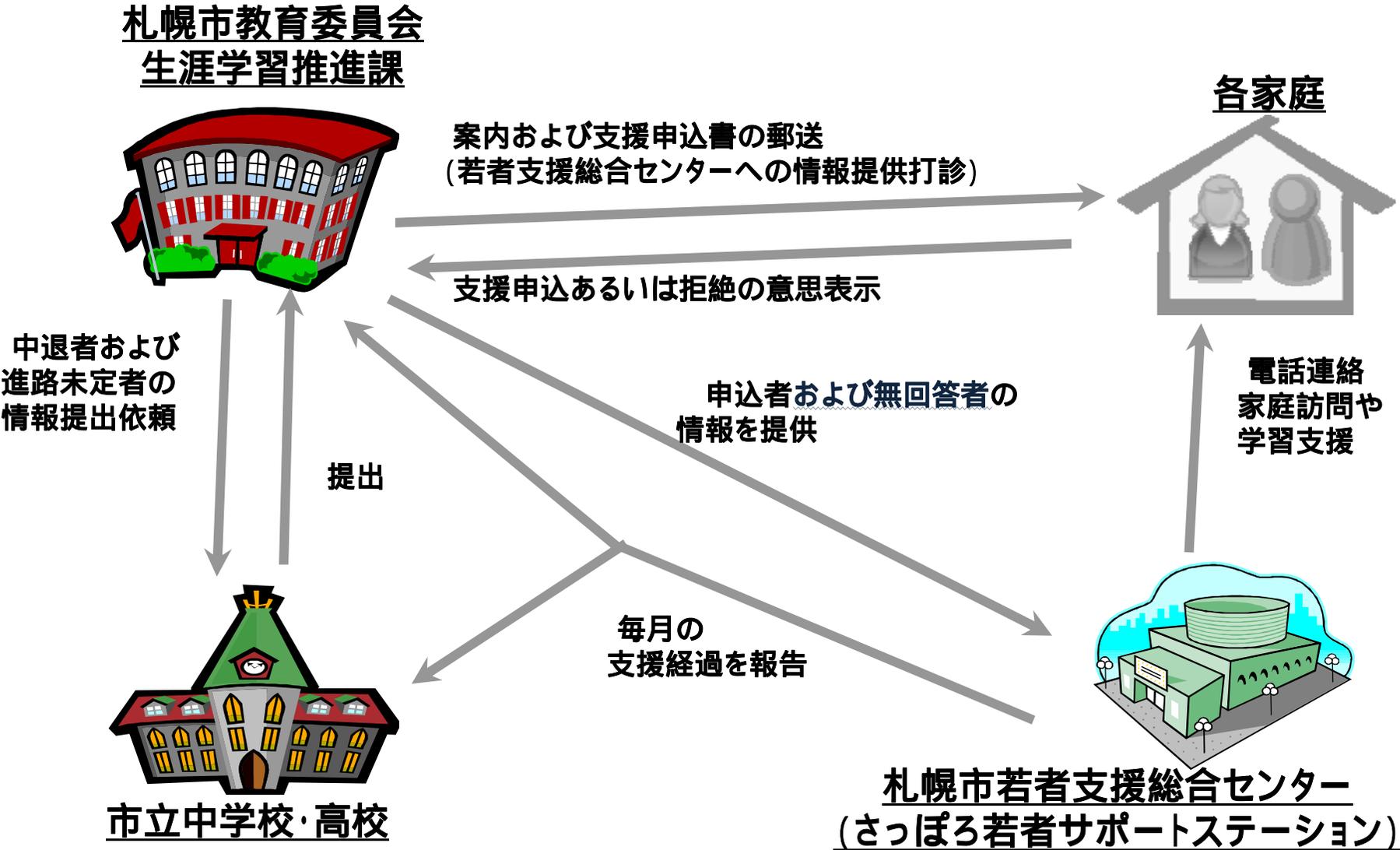
面談：72人、OJT・セミナー参加者：5人

平成23年度より、戸塚高校に加え横浜総合高校でも同内容の取組みを実施

札幌市における若年無業者等の自立支援



中学校卒業生等進路支援事業の仕組み





ア) 地域若者サポートステーション事業の強化による適切な役割分担

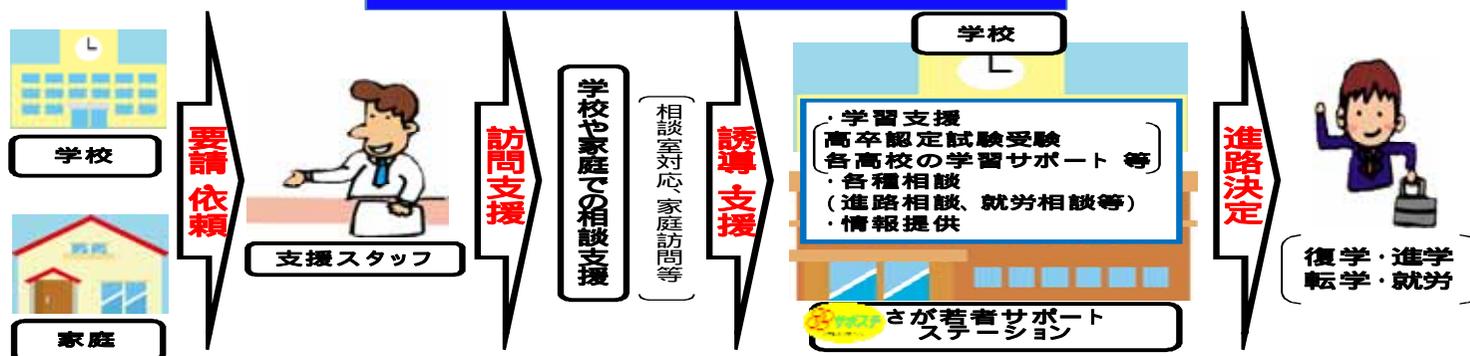
進路が決まらないまま高校を中退するとニート状態に陥り易く、年齢を重ねても抜け出しにくい

不登校や中退からひきこもるなどして社会的に孤立する若者の存在

アウトリーチ(訪問支援)の拡充による早期発見・早期対応の取組の推進

- ・若者の自発的な行動を前提とした支援策の拡充に反した厳しい現実
- ・支援が必要な若者にサービスを届ける手立ての確保
- ・支援施設に足を運ばない若者への積極的なアプローチ
- ・環境の問題等多重に困難を抱える若者への直接的な支援
- ・全地域若者サポートステーションにおける標準装備の実現

高校中退者等アウトリーチ事業の流れ



アウトリーチの拡充に比例して伸びる佐賀の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受付カード数	313	357(14%増)	423(35%増)	511(63%増)	528(69%増)
進路決定者数 (当該月)	130	256(97%増)	256(97%増)	314(142%増)	396(205%増)
				()内は平成19年度との比較	



関連支援機関との適切な役割分担と積極的な連携

ア) 地域若年サポートステーション事業の強化による適切な役割分担

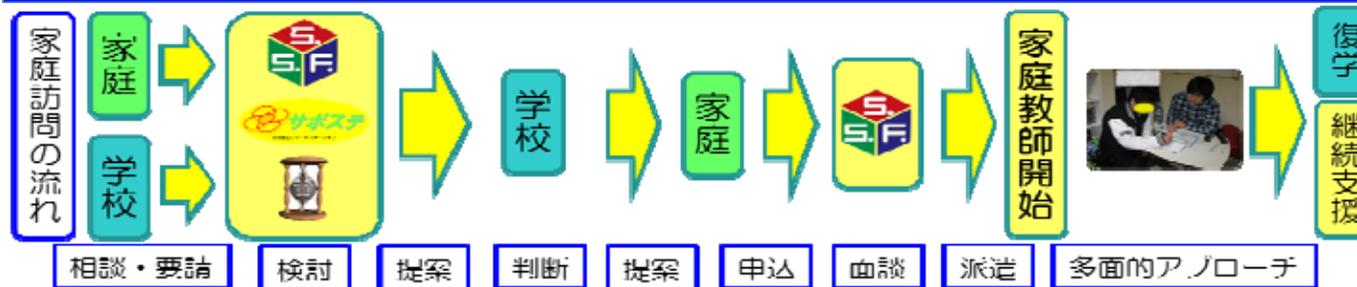
サポステを拠点とした学校教育と就労支援との連結による切れ目のない自立支援

- ・進路が決まらないまま中退する若者の高いニート化のリスク
- ・学校訪問(校内カウンセリング)等による校内連携の拡充
- ・完全不登校生徒を対象とした家庭訪問による連携の推進
- ・高校不登校の適応指導教室の設置及びNPO法人等への委託の促進
- ・中退者情報の共有による確実な支援への誘導と社会的孤立の防止

事例: 佐賀県が取り組む高校不登校を対象とした先進的協働事業

「高校における不登校等自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」:
高等学校における不登校や休学中の生徒の学校復帰や社会的自立を促すため、関係機関との連携の下、当該生徒に対する自立支援体制の構築を図ることを目的とする。
全公立高等学校43校を対象とした学校訪問と連携協力体制の構築
全県域に及ぶ包括的な発見誘導ネットワークの構築

「高校における不登校等の自立支援事業」における「家庭教師」派遣の流れ





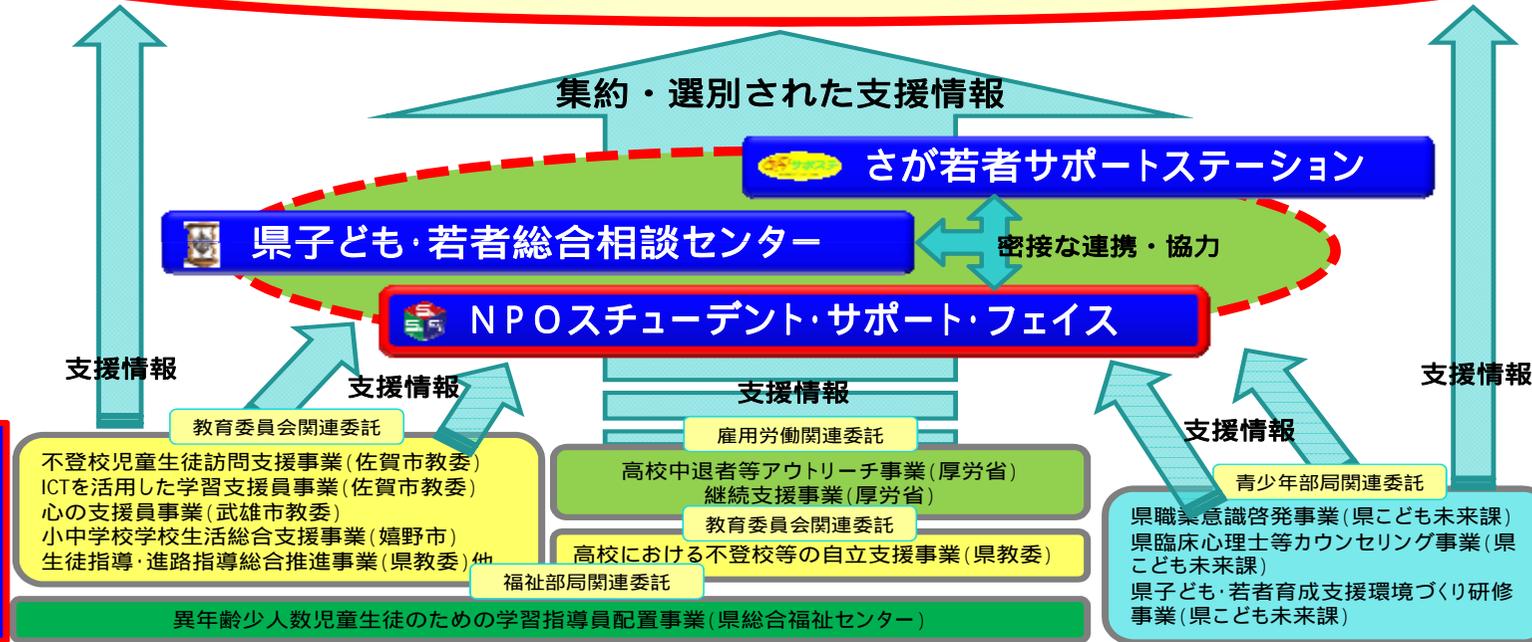
責任を持って自立まで見届けるための補完的対策

ウ) 複数分野の委託事業を組み合わせることによって総合的な体制を整える



S.S.F.が受託する各事業から見た支援情報の集約の流れ

「協働」による継続的かつ総合的な自立支援



一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

S.S.F.が受託する事業

段階

業務内容の事例

義務教育段階

ICTを活用した学習支援事業

- 対象: 不登校学生
- パソコン学習 動画支援
- 出席扱いのモデル的支援

小中学校学校生活総合支援事業

- 16名の常勤職員を学校に配置
- 独自の研修制度と支援体制の活用

異年齢・少人数児童のための学習指導員配置事業

- 児童相談所における学習支援
- 全国的にしるべき市民協働事業

高等教育段階

高校における不登校等自立支援事業

- 家庭教師方式の訪問支援
- 全国的にも稀な高校支援

就労段階

私立職業実践教育事業

- 認知行動療法を活用したジョブトレ
- 困難を抱える若者の職歴の開拓

Ⅶ 生活保護制度について

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

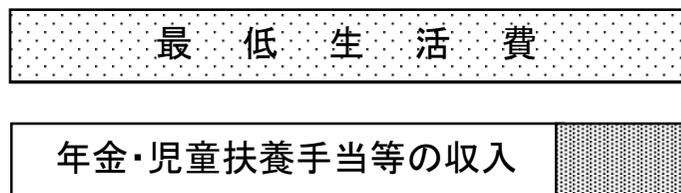
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

↓
支給される保護費

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的费用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除

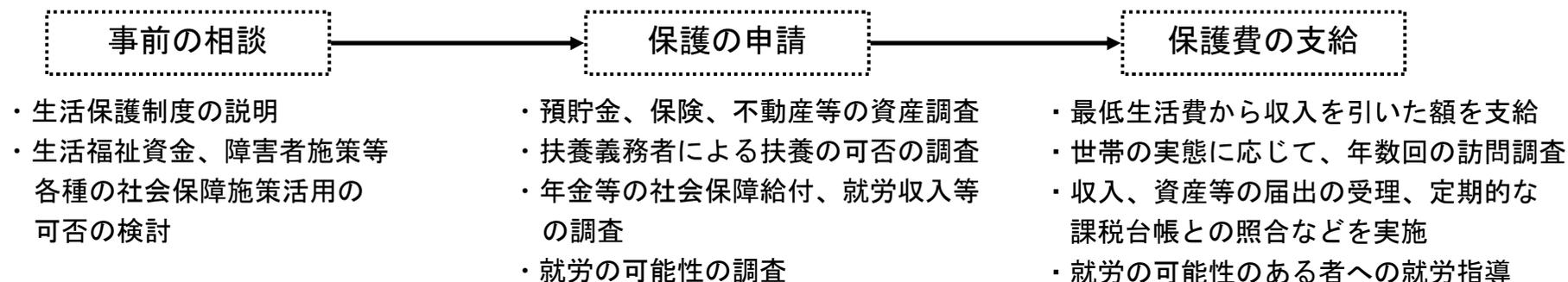
就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。
(就労収入8,000円までは全額控除、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円))

○ 生活扶助額の例（平成24年度～）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

※ 児童養育加算を含む。

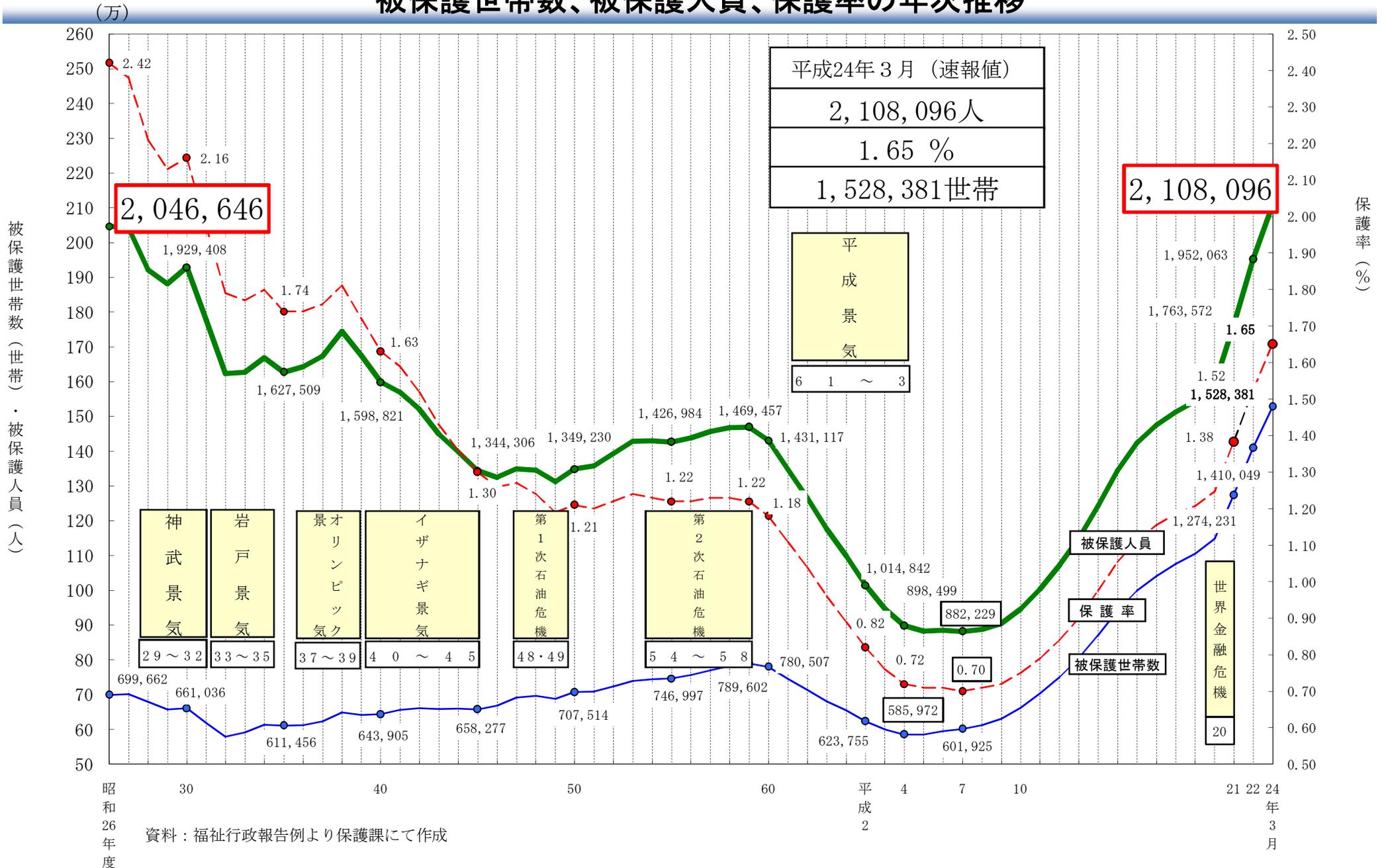
○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

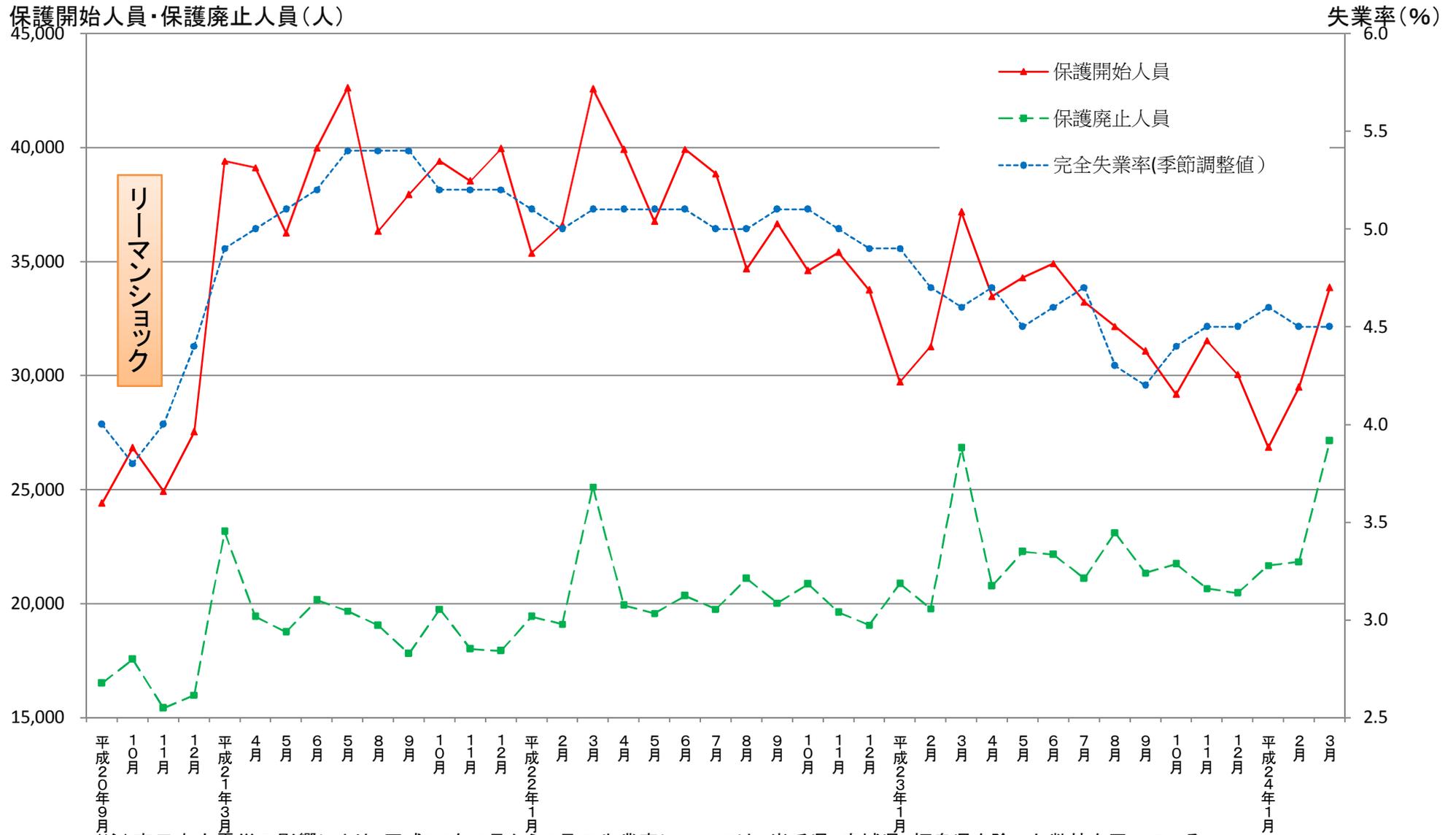
- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1249カ所(都道府県211、市997、町村41(平成24年4月1日現在))
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - (市)被保護世帯240以下の場合:標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
 - (都道府県)被保護世帯390以下の場合:標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
 - ※ 全国のケースワーカー数(生活保護担当(非常勤を含む)):14,536人(平成21年10月1日現在)
 - ※ ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数:(市)92.9世帯 (都道府県)66.1世帯(平成21年10月1日現在)
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の増加とともに、保護開始人員数も増加している。



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。
 (資料) 福祉行政報告例(平成23年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

10年前(平成12年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	750,181 (100)	341,196 (45.5)	63,126 (8.4)	290,620 (38.7)	55,240 (7.4)
世帯保護率(%)	1.65	4.39	10.61	0.93	

約4倍増

現在(平成22年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	1,405,281 (100)	603,540 (42.9)	108,794 (7.7)	465,540 (33.1)	227,407 (16.2)
世帯保護率(%)	2.89	5.91	15.37	1.84	

世帯類型の定義

高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない16歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯: 上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

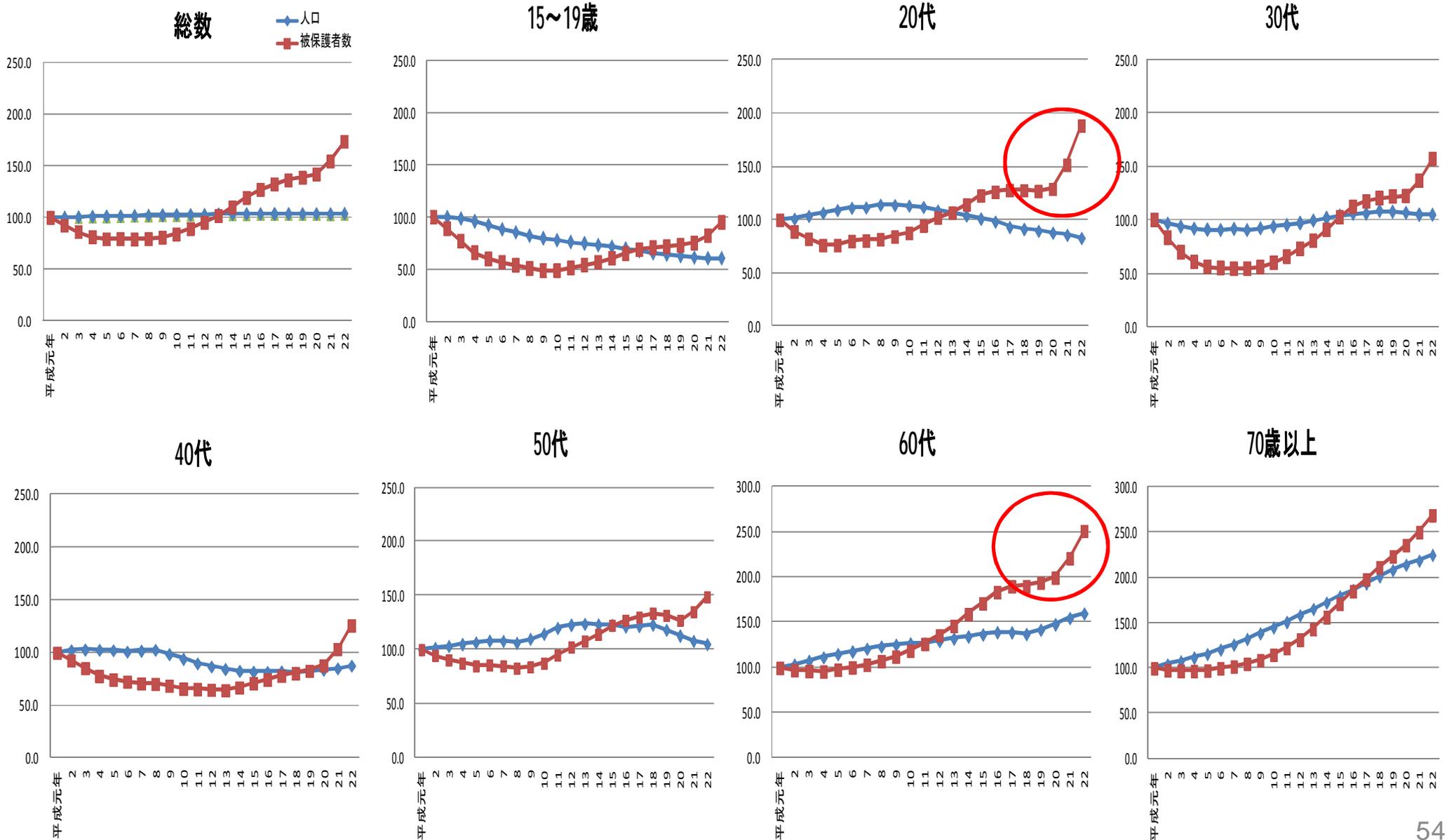
・20～29歳 : 5.2%

・50歳以上 : 53.5%

(平成22年)

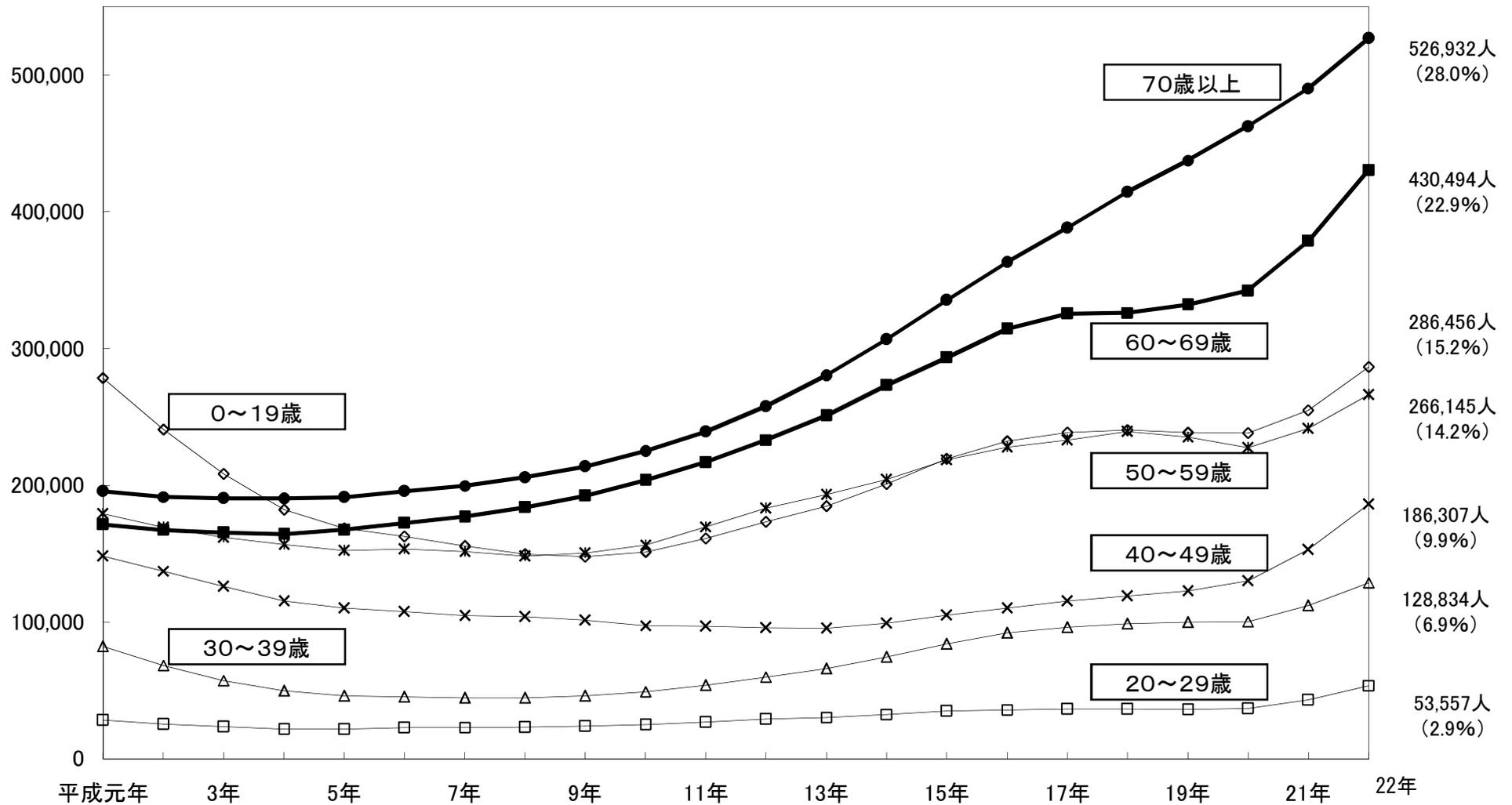
年齢階層別における人口構造と被保護人員の変化の比較

平成元年の水準を100とした場合の推移は、20代、60代で特に伸びの差が大きい。



年齢階層別被保護人員の年次推移

年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。



都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成24年3月時点)

○全国平均保護率:1.65%(0.98%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.40 (1.93)
北海道	3.10 (2.07)
高知県	2.79 (1.78)
福岡県	2.58 (1.68)
京都府	2.33 (1.61)
沖縄県	2.26 (1.41)
青森県	2.22 (1.36)
東京都	2.14 (1.31)
長崎県	2.14 (1.28)
徳島県	1.92 (1.20)

下位10都道府県	
	保護率(%)
滋賀県	0.77 (0.51)
静岡県	0.76 (0.35)
山梨県	0.68 (0.32)
群馬県	0.67 (0.38)
山形県	0.62 (0.38)
石川県	0.61 (0.38)
岐阜県	0.56 (0.26)
長野県	0.53 (0.27)
福井県	0.46 (0.25)
富山県	0.32 (0.20)

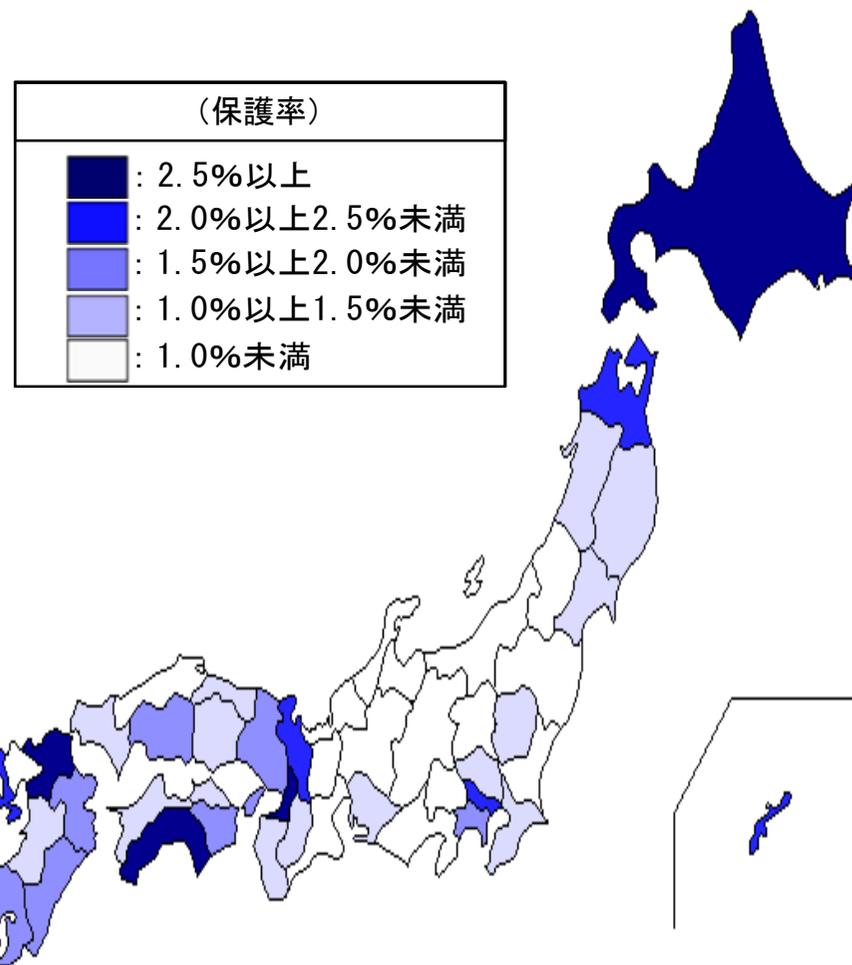
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.72 (3.13)
札幌市	3.71 (2.35)
京都市	3.19 (2.27)
神戸市	3.15 (2.28)
堺市	3.01 (-)
福岡市	2.83 (1.69)
北九州市	2.45 (1.27)
広島市	2.32 (1.19)
川崎市	2.23 (1.55)
名古屋市	2.08 (0.96)
横浜市	1.85 (1.11)
岡山市	1.83 (-)
千葉市	1.82 (0.86)
相模原市	1.70 (-)
仙台市	1.58 (0.82)
さいたま市	1.54 (-)
新潟市	1.36 (-)
静岡市	1.15 (-)
浜松市	0.92 (-)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.67 (-)
東大阪市	4.16 (-)
旭川市	4.00 (2.64)
尼崎市	3.94 (-)
高知市	3.75 (2.54)
長崎市	3.06 (1.61)
青森市	2.93 (-)
鹿児島市	2.54 (1.60)
松山市	2.38 (1.47)
和歌山市	2.28 (1.23)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.06 (-)
郡山市	0.96 (0.51)
柏市	0.92 (-)
金沢市	0.84 (0.50)
高崎市	0.79 (-)
長野市	0.76 (0.30)
豊橋市	0.69 (0.32)
豊田市	0.59 (0.29)
岡崎市	0.59 (-)
富山市	0.41 (0.27)



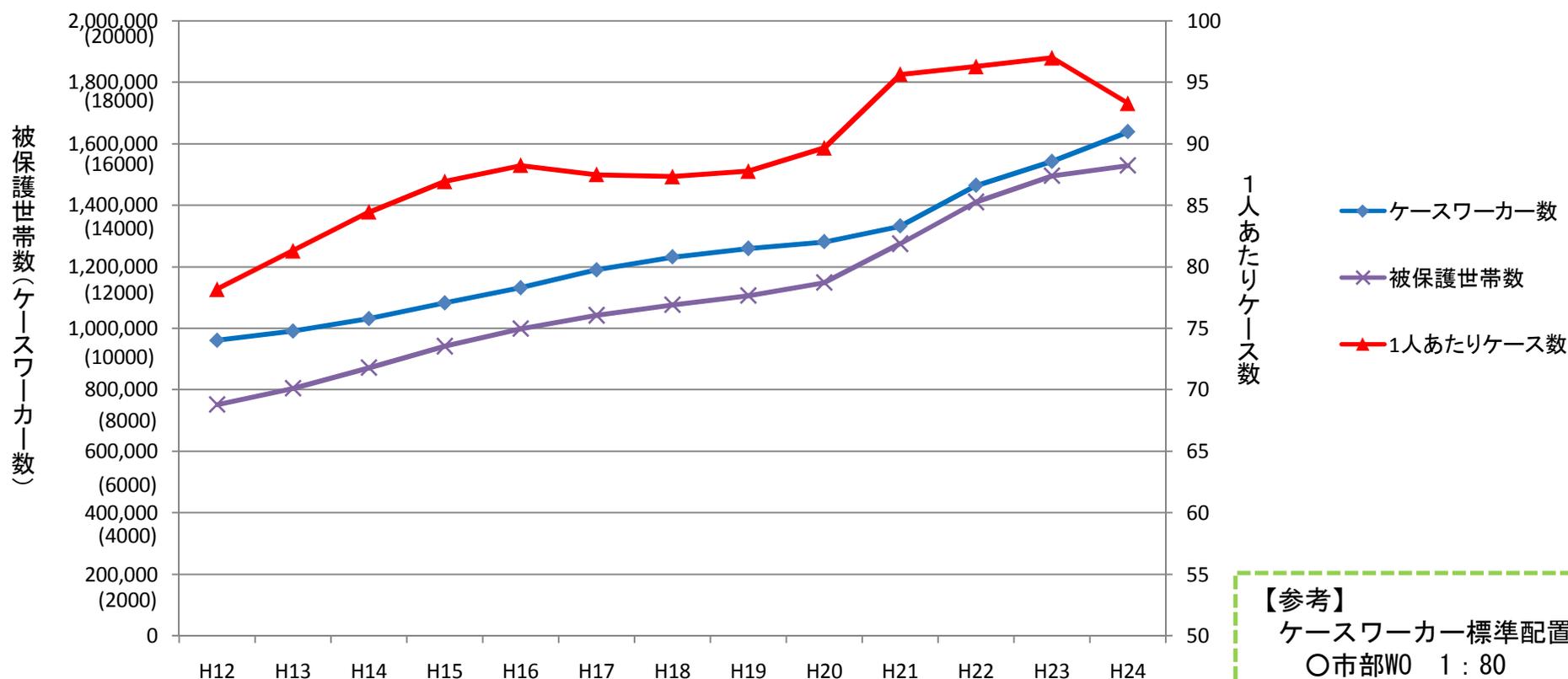
注:指定都市及び中核市数値は再掲

被保護世帯数及びケースワーカー数の推移

○被保護世帯は増加傾向にある。

(H12年:751,303世帯 → H24年3月:1,528,381世帯)

○ケースワーカー数は増加(H12年:10,102人→H24年:17,075人)しており、1人あたりのケース数(被保護世帯数/ケースワーカー数)は年々増加していたが、H24年では減少している。(H12年:約78世帯→H24年:約93世帯)



(被保護世帯数)福祉行政報告例(H24の被保護世帯数は平成24年3月分の速報値)

(ケースワーカー数)H12-H22監査資料、H23地方公共団体定員管理調査(総務省)、H24保護課調べ

(注)ケースワーカー数には専任面接相談員を含まない。

【参考】

ケースワーカー標準配置数

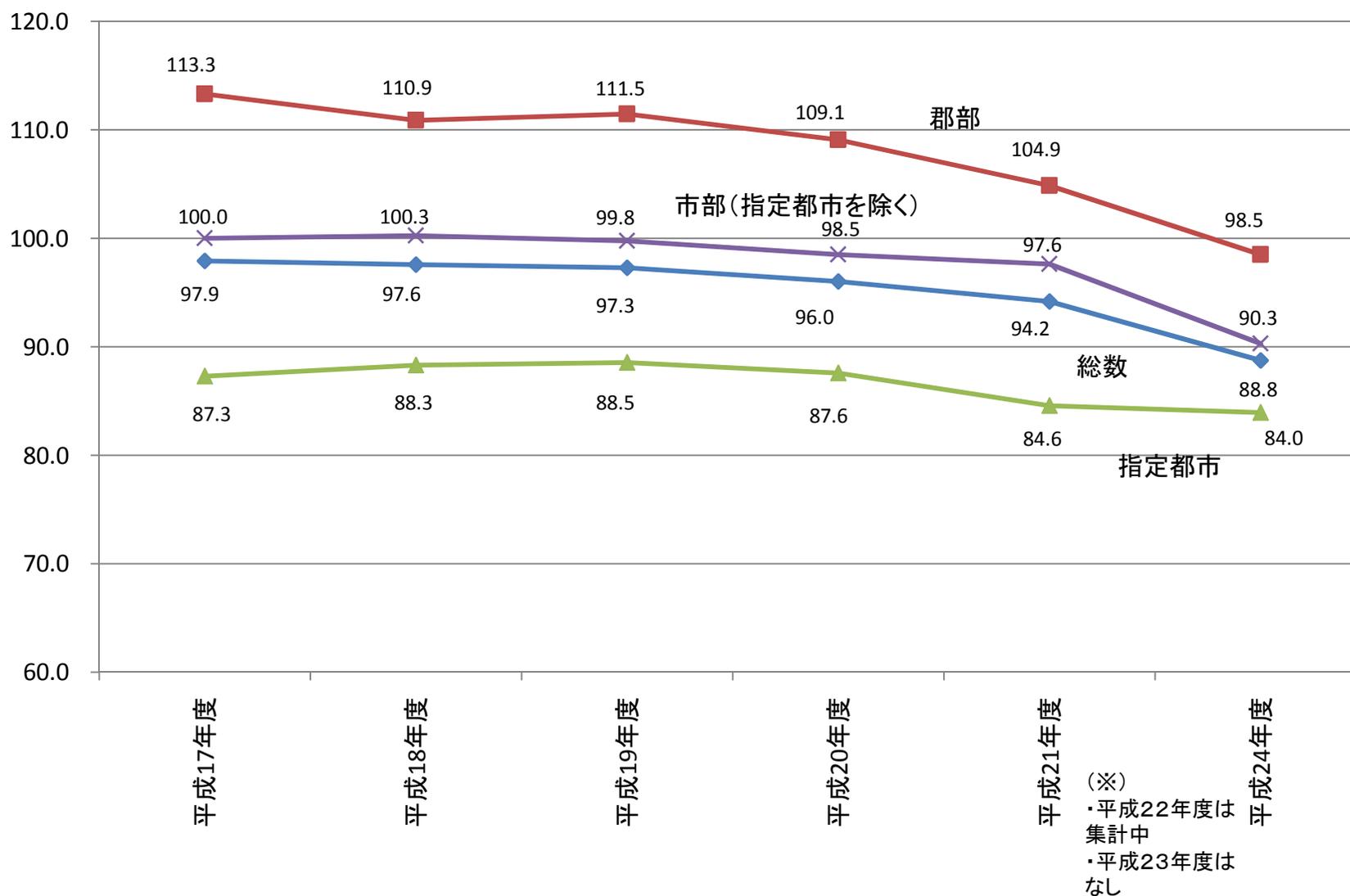
○市部W0 1:80

○郡部W0 1:65

(社会福祉法第16条)

現業員充足率の推移(平成24年度)

指定都市、市部(指定都市を除く)及び郡部のいずれにおいても低下傾向。
特に、市部(指定都市を除く)及び郡部における低下傾向が顕著。

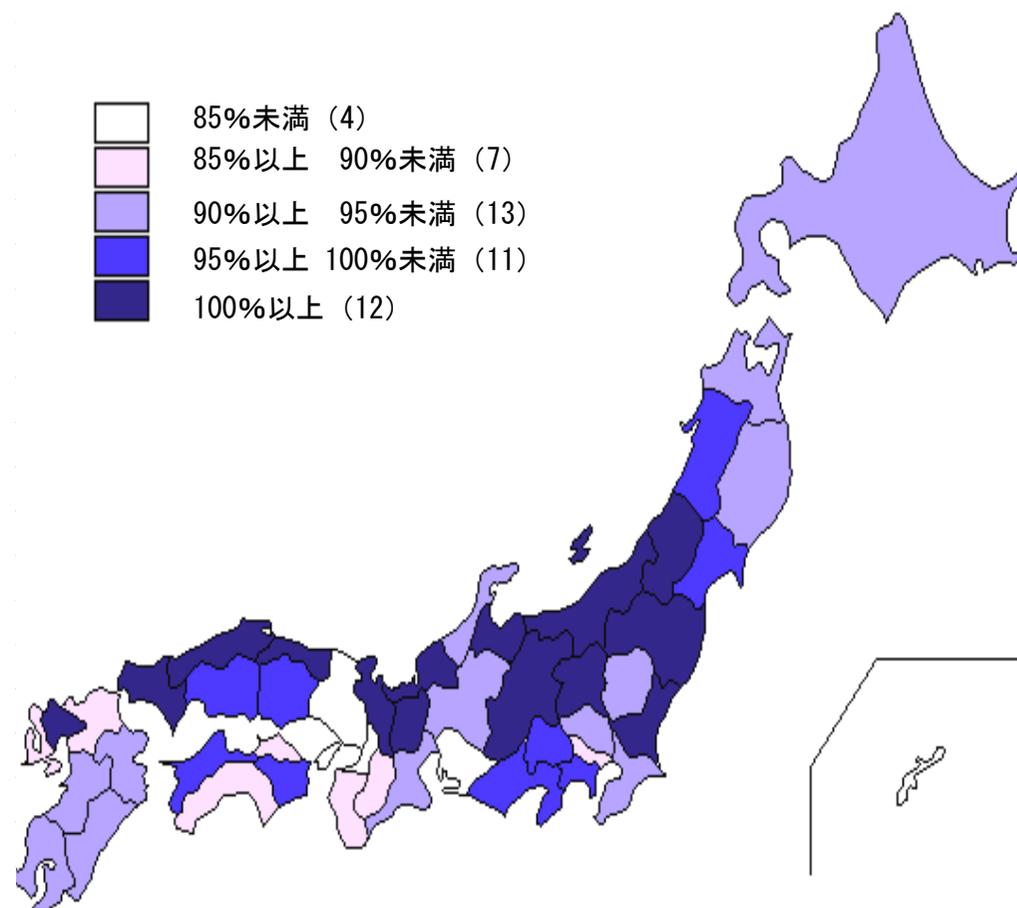


資料:平成17~21年度監査資料、平成24年度保護課調べ

都道府県別現業員の充足状況(平成24年4月現在)

都道府県	充足率 (%)	【参考】 保護率 (%)
全国	88.8	1.64
北海道	92.9	3.08
青森県	92.9	2.21
岩手県	93.9	1.12
宮城県	95.3	1.15
秋田県	98.6	1.46
山形県	113.7	0.61
福島県	102.4	0.91
茨城県	110.9	0.84
栃木県	94.6	1.02
群馬県	100.0	0.67
埼玉県	92.8	1.23
千葉県	93.3	1.20
東京都	85.5	2.13
神奈川県	98.1	1.65
新潟県	100.6	0.83
富山県	122.0	0.32
石川県	92.6	0.61
福井県	102.3	0.45
山梨県	98.4	0.67
長野県	104.3	0.52
岐阜県	91.2	0.55
静岡県	96.7	0.76
愛知県	80.1	1.03

都道府県	充足率 (%)	【参考】 保護率 (%)
三重県	93.0	0.95
滋賀県	100.0	0.77
京都府	103.5	2.32
大阪府	69.2	3.39
兵庫県	83.8	1.88
奈良県	85.8	1.45
和歌山県	86.3	1.47
鳥取県	116.7	1.2
島根県	130.0	0.84
岡山県	96.6	1.32
広島県	96.5	1.68
山口県	101.8	1.18
徳島県	96.3	1.91
香川県	85.8	1.17
愛媛県	98.6	1.5
高知県	85.6	2.78
福岡県	86.5	2.57
佐賀県	106.8	0.91
長崎県	86.3	2.13
熊本県	91.0	1.33
大分県	93.7	1.71
宮崎県	93.2	1.53
鹿児島県	92.7	1.91
沖縄県	80.4	2.25



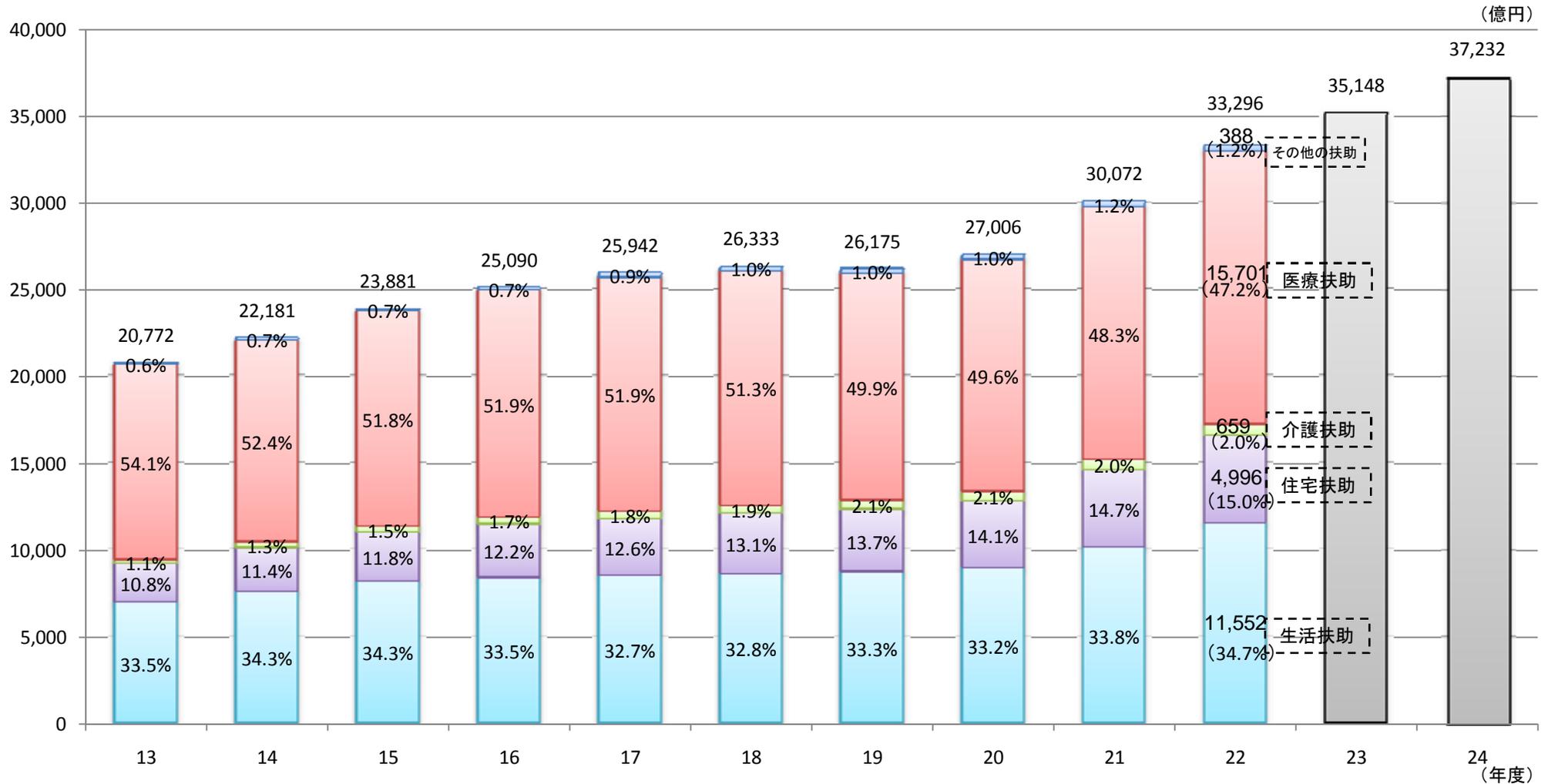
※指定都市・中核市は都道府県に含む。

注)保護率は福祉行政報告例の平成24年2月速報値を基に保護課にて算出

資料:福祉行政報告例
CW数:保護課調べ

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

生活保護費負担金実績額(事業費ベース)は平成21年度に3兆円を突破し、さらに増加している。全体の約半分は医療扶助が占めている。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1 施設事務費を除く

※2 平成22年度までは実績額、23年度は補正後予算額（前年度精算交付分除く）、24年度は当初予算案額

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

社会保障審議会生活保護基準部会

設置趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準についてご審議いただく専門の部会を設置した。

当面のスケジュール

評価・検証の方法等について平成23年4月から議論を開始。

平成23年末に入手した最新の全国消費実態調査のデータ等を集計し、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証作業を行い、平成24年末を目途に報告書を取りまとめる予定。

(参考) 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎: 部会長 ○: 部会長代理

阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析
研究部長

○岩田正美 日本女子大学人間社会学部教授

◎駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授

庄司洋子 立教大学名誉教授

栃本一三郎 上智大学総合人間科学部教授

林 徹 長崎大学経済学部教授

道中 隆 関西国際大学教育学部教授

山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

開催状況	第1回	平成23年4月19日	部会長の選出、生活保護制度の概要等について
	第2回	平成23年5月24日	生活保護基準の体系等について
	第3回	平成23年6月28日	生活保護制度における地域差等について
	第4回	平成23年7月12日	生活保護制度における勤労控除等について
	第5回	平成23年9月27日	委員からの報告
	第6回	平成23年10月4日	委員からの報告
	第7回	平成23年10月25日	委員からの報告
	第8回	平成23年12月13日	生活保護基準の検証について
	第9回	平成24年5月8日	生活保護基準の検証について

VII 生活保護制度に関する国と地方の協議

生活保護制度に関する国と地方の協議

1. 開催の趣旨

生活保護制度を取り巻く現状として、急増する稼働能力のある生活保護受給者等に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題となっている。また、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する、いわゆる貧困ビジネスや向精神薬の転売を始めとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。さらに、生活保護受給者の急増への対応に追われる地方自治体も、生活保護制度の抜本改革にむけた国の早急な対応を求めており、制度改革に向けた具体的な提案を示しているところ。

こうした課題を受け、生活保護制度(生活保護法)の見直しを検討する場として、「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催する。

2. 構成員

【地方代表】

谷本 正憲 石川県知事 阿部 孝夫 川崎市長
岡崎 誠也 高知市長 吉田 隆行 広島県坂町長

【厚生労働省】

小宮山 洋子 厚生労働大臣 牧 義夫 厚生労働副大臣
津田 弥太郎 厚生労働大臣政務官

3. 検討課題

- 課題1：生活保護受給者に対する就労、自立支援
- 課題2：医療扶助や住宅扶助の適正化
- 課題3：生活保護費の適正支給の確保
- 課題4：第2のセーフティネットと生活保護との関係整理
- その他

4. これまでの経緯

- 平成23年5月30日 ○ ハイレベル会合開催
 - ・生活保護制度の現状等について
 - ・今後の進め方について
- 6月～11月 ○ 月2～3回の頻度で実務レベルでの検討(計8回開催)
 - ・国、地方公共団体の取組の現状・課題について
 - ・論点の整理について
- 12月12日 ○ ハイレベル会合において中間取りまとめ

【別表】「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおける対策

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
<p>①生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国から地方自治体に対して、期間を設定して集中的な就労支援を行うこと等を含む就労支援の方針を明示（当該方針に基づく地方自治体の取組に対して、就労支援員の配置指標の見直し等の支援を検討） ➤ 「福祉から就労」支援事業の充実（平成24年度概算要求） <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークにおけるナビゲーターの増配置 ・生活保護申請段階からのハローワークによるアウトリーチ型支援（必要に応じ、ハローワークから福祉事務所への巡回相談を実施） ・就職後の職場定着に向けたフォローアップ支援 ➤ 中山間地域の雇用確保のための、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援 ➤ 生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても保護から脱却できるようにするためのトランポリン機能を強化する取組の実施（例えば、就労意欲が低い等の生活困窮者を念頭に、以下のような取組を実施する地方自治体に対して、国からの必要な財政支援等を検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に直接結びつきやすい技能習得訓練の実施（例：清掃、警備等） ・ 就労支援員の役割の拡充を通じた、低所得者に特化した個別求人開拓 ・ 就労の際に求められる基本的な日常生活習慣支援 ➤ ハローワークから福祉事務所に対して、稼働能力の判定にあたり必要な情報（地域における職種別有効求人倍率や必要に応じ職業適性検査の結果等）を提供 ➤ 社会福祉法人等の協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援 ➤ 子どもの貧困対策として、受給者世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を充実（24年度概算要求） ➤ 被災者の自立・就労に向けて、被災者生活再建サポーターの配置に係る国庫補助（23年度3次補正） ➤ 求職者支援制度による職業訓練を受講することが適当と判断されたにもかかわらず合理的な理由なく受講しない者に対して、指導指示の対象とし、必要に応じて、保護の停廃止も検討（実務上の詳細な取扱については、別途地方自治体の意見も踏まえ検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域における計画的な自立支援の取組（社会的居場所づくり、子どもの貧困対策を含む） ➤ 低所得者等生活基盤が脆弱な方に対する伴走型支援を行うための地域拠点の整備 ➤ 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等） ➤ 就労活動や社会貢献プログラムへの参加者に対するインセンティブ ➤ 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
②医療扶助や住宅扶助等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 23年度に新たに導入した電子レセプトの効果的活用を通じて、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出する機能を追加する機能強化 ・ 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定 ・ 後発医薬品の使用促進について、本人や医療関係者等への更なる働きかけ ・ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し地方自治体へ配布 ➢ 電子レセプトに係るシステムの大規模改修の際に、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置 ➢ 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険との比較データの地方自治体に対する提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療扶助の更なる適正化 ➢ 地域における計画的な医療扶助適正化の取組 ➢ 指定医療機関制度の指定の手続の見直し（保険医療機関の指定とのみなし規定） ➢ 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設 ➢ 医療扶助事務方式のあり方 ➢ 住宅扶助の現物給付の拡大（公営住宅、民間賃貸住宅等） ➢ 指定介護機関制度の指定の手続きの見直し（居宅系介護サービス事業等の指定とのみなし規定） ➢ 生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」について、法規制を導入（議員立法を検討中）
③生活保護費の適正支給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融機関に対する資産調査について、本店への一律照会が可能となるよう関係団体への要請 ➢ 年金受給権等の確認や遡及して給付された年金等の確認に係る福祉事務所の負担軽減を図る観点から、関係機関との連携強化（福祉事務所から日本年金機構への照会・回答の更なる迅速化を図る等） ➢ 国レベルでも、不正事案の告発の目安となる基準の策定等 ➢ 暴力団員排除に向けて、保護申請時に暴力団員でないことの申告を新たに求める ➢ 受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理 ➢ 本人確認や名義貸しによる就労収入の不申告等の抑制のため、届出書類等に顔写真を添付 ➢ 電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じた漏給防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施機関の調査権限の拡大（現行「資産及び収入の状況」となっている調査対象に、新たに稼働能力の活用状況等を加え、被保護者であった者も整理） ➢ 申請者の暴力団員該当性について、警察当局への照会のあり方 ➢ 不正受給に係る罰則の引上げ等 ➢ 社会保険各法の例に倣い、第三者求償権の創設 ➢ 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設 ➢ 国民目線から見て不適切な保護費の消費に対する指導のあり方や、刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援についての検討
④実施機関の事務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ケースワーカー業務の在り方の見直し（ケースワーカーが担うべき業務を踏まえたケースワーク業務の外部委託に向けた検討、一部の生活保護受給者に対する訪問調査回数の緩和等、ケースワーカーの負担軽減策を検討） ➢ 各種調査の重複の排除や生活保護業務データシステムの導入により、調査関係業務を基本的に不要とする等福祉事務所の負担軽減 ➢ 広域地方自治体等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回が可能であることの明確化 	
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用負担のあり方は中長期的な課題

生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめを受けた対応

生活保護制度に関する国と地方の協議（厚生労働省政務三役と地方自治体首長を構成員とし、昨年5月～12月に開催）中間とりまとめを受け、運用改善等により速やかに実施可能な事項については早期に実行していく。

1. 自立・就労支援

➤ 生活保護受給者等の就労・自立支援対策（トランポリン機能）の強化【平成24年度予算関連】

生活保護受給者等のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能などの習得支援、個別求人開拓等の取組を総合的に実施

➤ 「福祉から就労」支援事業の拡充【平成24年度予算関連】

自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、生活保護受給者等を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る

➤ 社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援

就労による自立が容易でない高齢者等の生活保護受給者に対して、社会福祉法人等の協力を得て、ボランティア活動や中間的就労などの社会参加活動、就労体験等の活動の場の提供を行う

➤ 子どもの貧困対策の充実（「貧困の連鎖」の防止）【平成24年度予算関連】

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯等の子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施

2. 医療扶助の適正化

➤ 電子レセプトの効果的活用

平成23年度から新たに導入した電子レセプトシステムの更なる活用という観点から、指導対象となり得る者を抽出する機能の追加するとともに、適正化対象を選定する際に参考となる基準の策定等を実施

➤ 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進【平成24年度予算関連】

医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、生活保護での後発医薬品の更なる使用促進を図るため、受給者に後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促すことを通知済。また、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化を推進するため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員」を配置し、推進体制の構築を行う

3. 生活保護費の適正支給の確保

➤ 資産調査に関する金融機関本店への一括照会

従来金融機関の個々の支店に対して照会していた資産調査について、金融機関の本店一括照会を実施（本年中に実施予定）

4. 実施機関の負担軽減

➤ ケースワーク業務の見直し

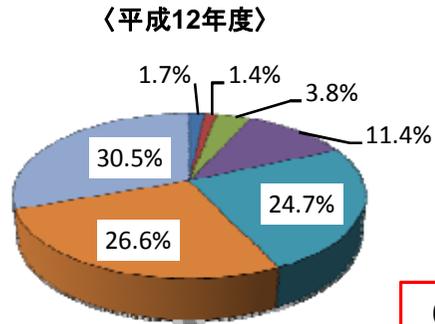
ケースワーク業務の外部委託や訪問調査回数のあり方の見直し等の負担軽減策を検討

Ⅸ 生活保護制度の見直しについて (関係資料)

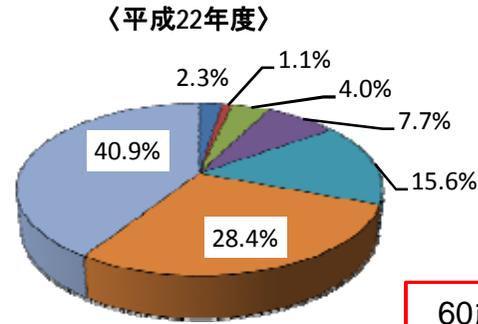
医療扶助費の構成割合の推移

1. 年齢階級別にみた場合(全診療種計)

高齢化に伴い、60歳以上分が占める割合が増えてきている。



60歳以上:57.1%

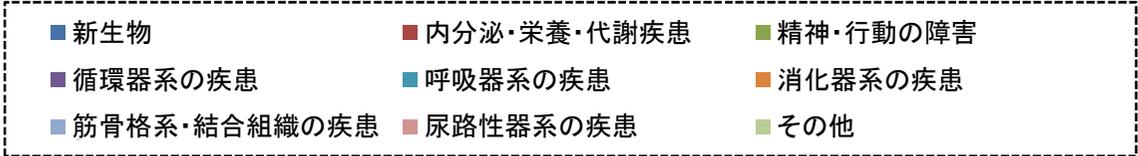
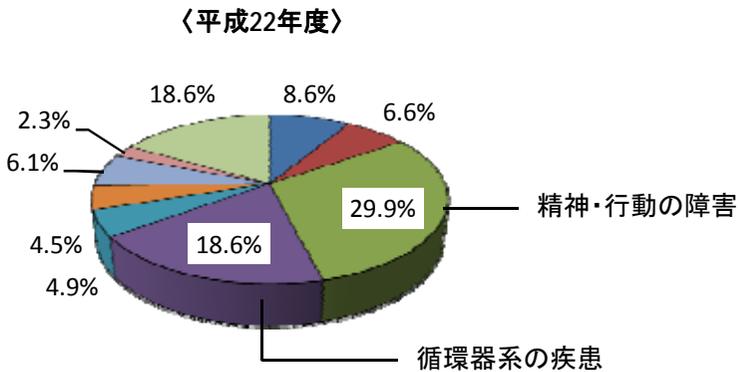
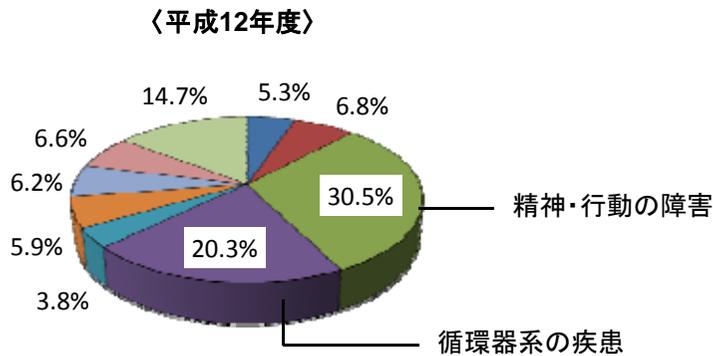


60歳以上:69.3%



2. 傷病分類別にみた場合(入院と入院外の計)

精神関連疾患及び循環器系疾患の割合が高い。



医療扶助の適正化に向けた取組みについて

(1) 後発医薬品の使用促進

医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施。

具体的には、生活保護受給者に理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

(2) 「医療扶助相談・指導員」の配置

後発医薬品の使用促進など医療扶助適正化対策を推進するため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員」を配置し、後発医薬品の取扱いについて周知徹底・協力依頼、不適切な受診行動を行っている者に対する助言指導等を行う。

(3) 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、平成23年度から本格運用している電子レセプトを活用することで、抽出・点検作業の効率化を図られることから、各自治体においてレセプト点検の強化に取り組む。国においても、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出するための機能強化を行う。

(4) 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し、生活保護受給者に関する1件当たりの請求金額が高い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施。また、指導等の対象となり得る医療機関を選定する基準を策定し、指定医療機関に対する効果的・効率的な指導を推進する。

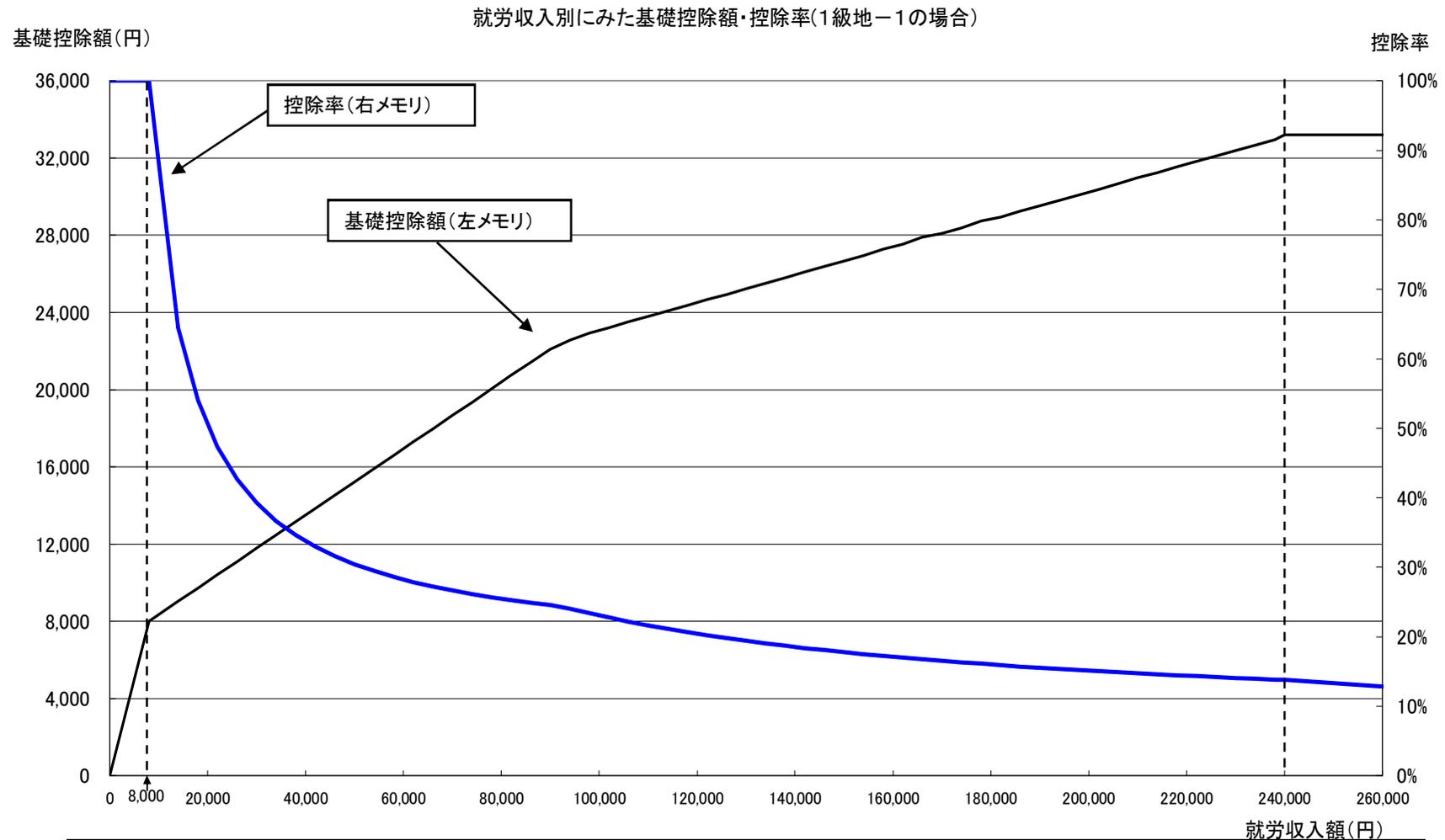
(5) 向精神薬に係る適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者に対する指導について、これまでは精神科間の重複処方のみでの点検だったところ、電子レセプトの情報を活用し、全診療科間の重複処方を抽出して適正受診指導を行う。

勤労控除(基礎控除)の仕組み

○就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。

○就労収入8,000円までは全額控除。一方、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)。



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%